

徳島市行財政改革

推進プラン 2025

～質の高い市民サービスを創り続ける

行財政経営の実践～

(素案)

徳島市

目次

第1部 基本構想

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 徳島市の現況と課題 | 1 |
| 1 人口減少・少子高齢化の進行 | 1 |
| 2 職員数の推移 | 2 |
| 3 デジタル社会の進展 | 3 |
| 4 公共施設（建物・インフラ）の老朽化 | 3 |
| (1) 公共施設等（建物）の年度別整備状況 | 4 |
| (2) 橋梁の年度別整備状況 | 4 |
| 5 財政状況 | 5 |
| (1) 財政の現状 | 5 |
| (2) 今後の収支見通し | 7 |
| (3) 財政収支試算（一般会計・事業費ベース） | 7 |
| 6 新たな総合計画の策定 | 9 |
| (1) 計画策定の趣旨 | 9 |
| (2) 計画の役割 | 9 |
| (3) 計画の構成と期間 | 9 |
| (4) 政策体系 | 10 |
| (5) 行政運営 | 11 |
| 第2章 これまでの行財政改革 | 12 |
| 1 行政改革の推進 | 12 |
| 2 財政基盤の確立 | 12 |
| 3 これまでの計画の主な取組成果 | 13 |
| 第3章 これからの行財政改革 | 14 |
| 1 行財政運営の基本理念 | 14 |
| 2 計画策定の趣旨 | 14 |
| 3 新プランの位置付け | 15 |
| 4 新プランの計画期間 | 15 |
| 5 計画の対象 | 15 |
| 6 目指すべき方向性（行財政改革基本方針） | 15 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第4章 計画の推進 | 16 |
| 1 持続可能な財政運営 | 16 |
| (1) 収支不足への対応（財源確保対策） | 16 |
| (2) 短期的な視点 | 17 |
| (3) 中・長期的な視点 | 17 |
| (4) 行財政運営におけるレジリエンス（強靱性）の向上 | 18 |
| (5) 財政硬直化の軽減 | 18 |
| (6) 将来負担の抑制 | 18 |
| (7) 財政運営の取組目標 | 20 |
| 2 職員配置の適正化 | 21 |
| (1) 地方公務員を取り巻く現状 | 21 |
| (2) 定年の段階的引上げ | 21 |
| (3) 定員管理の状況 | 22 |
| (4) 部門別の職員数の推移 | 22 |
| (5) 類似団体等との比較 | 23 |
| (6) 現業職場の状況 | 25 |
| (7) 現業職場の今後のあり方 | 27 |
| (8) 適正化の方針 | 28 |
| (9) 適正化の期間 | 28 |
| (10) 対象職員・対象部門 | 28 |
| (11) 適正化の方法等 | 28 |
| (12) 目標数値 | 29 |
| 第5章 計画の進捗管理 | 30 |
| 1 推進方法 | 30 |
| 2 推進体制 | 30 |
| (1) 行財政改革推進本部 | 30 |
| (2) 市民会議 | 30 |
| 3 進行管理 | 30 |
| (1) PDCA | 30 |
| (2) 進捗状況の公表 | 30 |
| (3) 推進体制図 | 31 |
| 4 SDGsの推進 | 32 |

第2部 実施計画

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第6章 戦略的に取り組む項目 | 33 |
| 基本方針1 持続可能な市民サービスの構築 | 33 |
| 戦略1 市政の透明化 | 33 |
| 戦略2 窓口サービスの利便性の向上 | 33 |
| 戦略3 サービス規模・水準と受益者負担の適正化 | 33 |
| 基本方針2 健全な財政基盤の確立 | 34 |
| 戦略4 歳入の拡大 | 34 |
| 戦略5 歳出の抑制 | 34 |
| 基本方針3 行政運営機能の強化 | 35 |
| 戦略6 内部事務の効率化 | 35 |
| 戦略7 多様な主体との連携 | 35 |
| 戦略8 職員配置の適正化 | 35 |
| 1 体系図 | 36 |
| 2 取組項目一覧 | 37 |
| 3 取組項目詳細 | 40 |
| 1 積極的な情報発信 | 41 |
| 2 広聴機能の充実 | 43 |
| 3 市民参加の推進 | 43 |
| 4 行政サービスのDX化 | 44 |
| 5 フロントヤード改革 | 45 |
| 6 支所のあり方 | 47 |
| 7 キャッシュレス決済の導入推進 | 48 |
| 8 地域公共交通の整備 | 49 |
| 9 小中学校のあり方(適正規模・適正配置等) | 50 |
| 10 就学前教育・保育施設のあり方(幼保再編) | 51 |
| 11 一般廃棄物処理施設のあり方 | 52 |
| 12 公営住宅のあり方 | 54 |
| 13 他の公共施設のあり方(公共施設再配置計画の推進) | 54 |
| 14 受益者負担の適正化 | 55 |
| 15 自主財源の確保 | 56 |
| 16 基金の有効活用 | 62 |
| 17 未利用財産の有効活用 | 63 |
| 18 ふるさと応援寄附金の拡大 | 65 |

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 19 | 交付税算入のある有利な市債の活用 | 66 |
| 20 | 効率的な予算編成 | 67 |
| 21 | 行政評価の推進(事務事業の見直し) | 67 |
| 22 | 他会計繰出金の抑制 | 68 |
| 23 | 公金取扱手数料の削減 | 69 |
| 24 | 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | 70 |
| 25 | 内部事務のDX推進 | 75 |
| 26 | 窓口業務等のBPO導入推進 | 76 |
| 27 | 官民連携の推進 | 77 |
| 28 | 広域連携の推進 | 77 |
| 29 | 現業職場のあり方 | 78 |
| 30 | 優秀な人材の確保・育成 | 79 |
| 31 | 働き方改革の推進 | 82 |
| 32 | 定員適正化計画の推進 | 84 |

参 考 資 料

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 策定経過 | 85 |
| 2 | 徳島市行財政改革推進本部 | 86 |
| 3 | 徳島市行財政改革推進市民会議 | 88 |
| 4 | 徳島市行財政改革推進市民会議 委員名簿 | 89 |
| 5 | 用語解説 | 90 |

第 1 部

基 本 構 想

第1章 徳島市の現況と課題

1 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、昭和42年(1967年)には1億人を突破、平成20年(2008年)には、1億2,808万人とピークに達した後は減少局面に入っています。

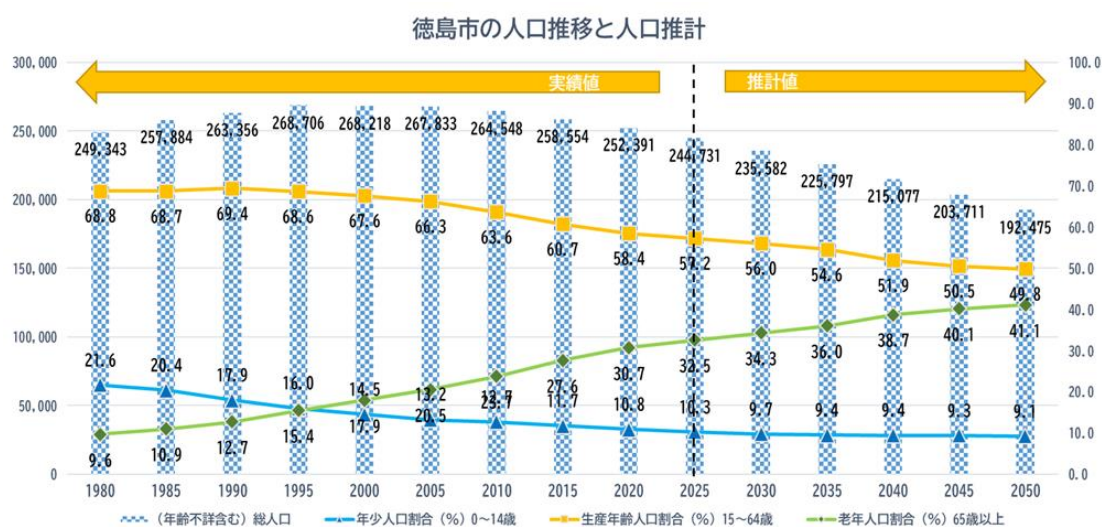
国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によると、今後は、人口減少が加速度的に進行し、2050年代には、1億人を割り込むことが見込まれています。

一方で、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合を見ると、令和7年(2025年)には29.7%であるのに対し、令和32年(2050年)には37.1%まで増加する見込みとなっています。

本市の人口も、平成7年(1995年)をピークに減少に転じてから、若者を中心とする県外への転出傾向も相まって、少子高齢化、人口減少が進行しています。

社人研の推計によると、令和32年には総人口は20万人を割り込み、令和2年(2020年)からの30年間で約24%減少します。また、令和32年には、生産年齢人口(現役世代)の割合が、49.8%となり、全体の半数以下になる見込みです。人口が減少すると税収の減少も見込まれ、特に、現役世代が減少すると、労働力不足や社会保障制度の維持が困難となり、経済全体への影響が懸念されます。

これまでは、人口減少をいかにして抑えるかということに注力し、地方創生の取組を進めてきましたが、日本全体の人口が大幅に減少する中、本市においても、今後は、人口減少と人口構造の変化が一層進むことを前提とし、その上で、持続可能な質の高い市民サービスの実現に向けて取り組む必要があります。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 職員数の推移

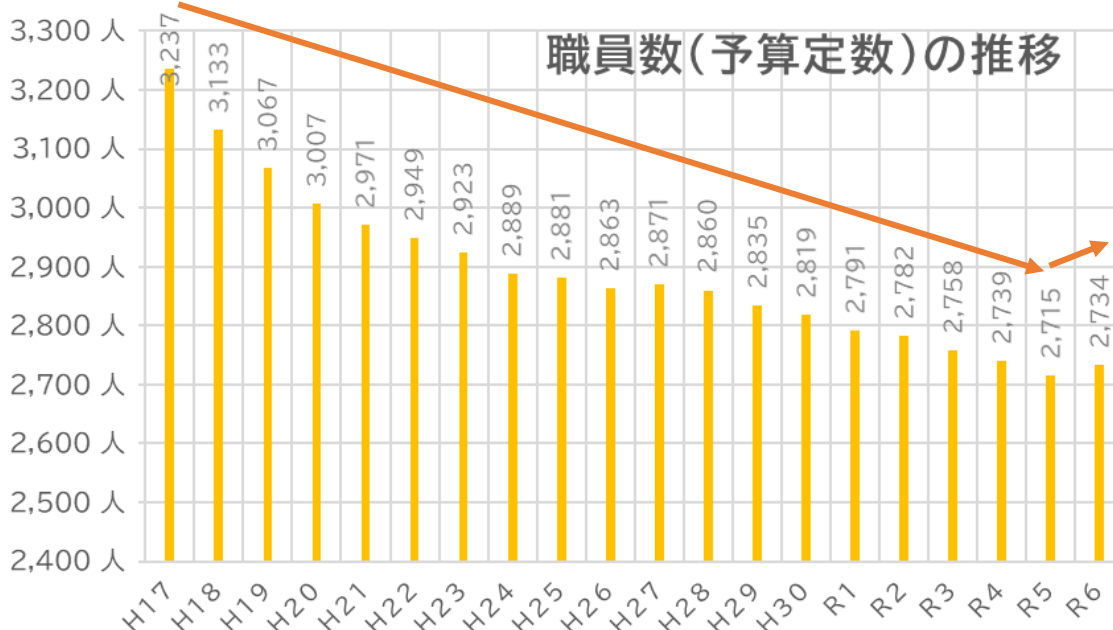
本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや行政需要の増加に伴う業務量の増加等に対応しつつ、市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら、職員数の削減につなげてきました。

これらの取組により、本市の企業局を含めた職員数は、平成17年度(2005年度)の3,237人から令和6年(2024年)4月1日現在では2,734人となり、約15.5%の503人を削減しています。

しかしながら、類似団体の職員数と比較した場合には、未だ部門別職員数の不均衡が目立ち、全体でも類似団体を上回っている状況があることから、引き続き、計画的な定員管理を行う必要があります。

一方で、近年の自然災害の多発による防災・減災対策や地球温暖化対策等、自然環境の変化への対応に加え、少子高齢化による社会福祉・児童福祉サービスの需要拡大やサービスの拡充、国の新たな施策や法改正への対応、物価高騰対策等、社会環境の変化への対応に伴い、福祉部門を中心に行政需要は増大傾向にあります。

今後も、持続可能な質の高い行政サービスを展開していくためには、組織体制を強化するとともに、引き続き計画的な定員管理を行いながら、必要な部門には重点的に職員を配置できるよう、職員配置の最適化を進めていく必要があります。



3 デジタル社会の進展

市民生活において、パソコンやスマートフォン等の急速な普及に伴い、新たなICTが飛躍的に発展するとともに、デジタル化・オンライン活用の急速な浸透により、人々の暮らしや社会全体が大きく変化しています。

こうした中、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等のデジタル技術を自治体に取り入れることで、場所、年齢、性別、言語等に格差なく、多様なニーズに対応した行政サービスの提供が可能となり、住民や利用者の利便性向上を図ることができます。

また、国が進める「自治体DX推進計画」では、行政手続のデジタル化に限らず、フロントヤード（住民との接点）の多様化・充実化等を念頭に置くとともに、バックヤード改革（内部管理事務の業務改善）を一体的に推進することで、行財政基盤の強化が図られるとされています。

今後はDXの推進を更に加速化させ、これまで以上の行政運営の簡素化及び効率化の推進につなげるとともに、デジタル人材の確保・育成や、新たな行政需要に的確に対応できる組織体制の構築を目指すことが重要となってきます。

4 公共施設（建物・インフラ）の老朽化

本市は、高度経済成長期に多くの公共施設が整備されてきましたが、これらの公共施設のうち、築30年以上経過した施設が延床面積全体の70%近くを占めており、老朽化が大きく進行しています。

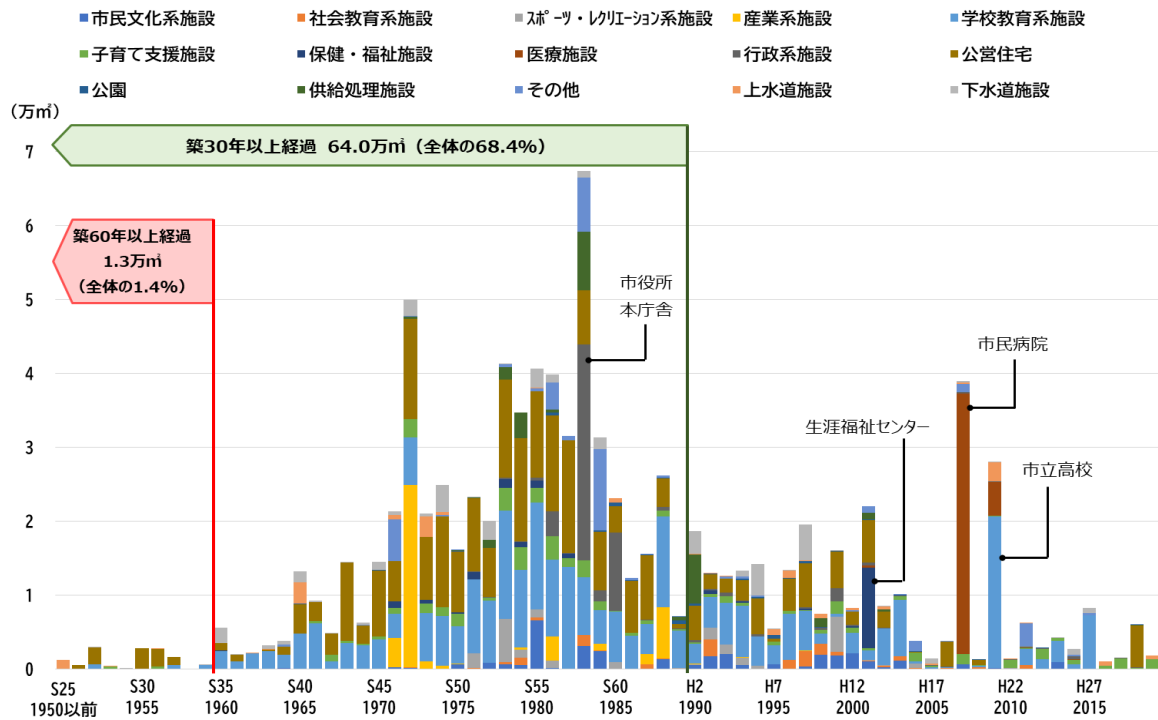
また、急速に進行する人口減少や少子高齢化による人口構造や社会経済状況の変化、住民の価値観や生活様式の変容など、公共施設を取り巻く環境は、大きく変化しており、適正な公共施設のあり方について検討すべき時期を迎えています。

今後、将来にわたり安全安心に利用できる公共施設等を継承していくためには、これからのまちや人口、住民生活に適合した規模、配置、形態等へ見直すことが重要となっています。

本市では、こうした課題に対応するため、「徳島市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき公共施設マネジメントの取組を推進していくこととしています。

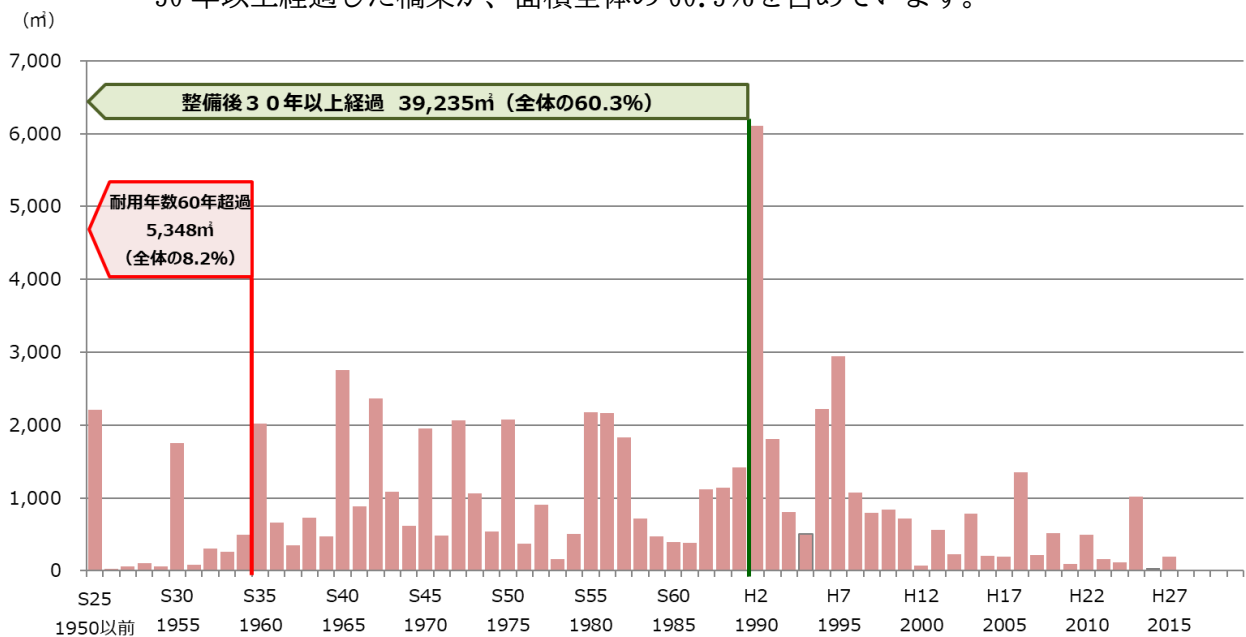
また、既に指定管理者制度を導入している公の施設についても、同種のサービスが民間により十分提供されていないか、設置目的が現在の社会情勢の変化にあっているか、利用状況が著しく低下していないか、実質的な利用者が特定されていないか等、行政が直接担う必要があるかどうかを十分に精査し、「徳島市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、公の施設のあり方について、改めて検討していく必要があります。

(1) 公共施設等（建物）の年度別整備状況



(2) 橋梁の年度別整備状況

本市では、延長 10,483m、面積 66,635 m²の橋梁を保有しています。法定耐用年数である 60 年を超過した橋梁が、面積全体の 8.2%を占めています。整備後 30 年以上経過した橋梁が、面積全体の 60.3%を占めています。



出典：徳島市「徳島市公共施設等総合管理計画」

5 財政状況

(1) 財政の現状

近年の本市の財政状況は、歳入面では、市税徴収率の向上やふるさと応援寄附金の確保などあらゆる財源の確保に取り組むとともに、歳出面では、徹底した内部管理経費の抑制や事務事業の改善合理化に取り組むなど、行財政健全化に全庁挙げて取り組んだことなどにより、予算編成時点では、財源調整のための基金の繰入れを過去最小レベルに抑制するとともに、決算においては、基金を取り崩すことなく黒字決算が継続できています。

この結果、財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、令和元年度(2019年度)末で54.3億円だったものが、令和5年度(2023年度)末には98.5億円まで回復しました。また、財政の健全度を表す健全化判断比率のうち「実質公債費比率」や「将来負担比率」についても着実に改善しています。

一方で、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、高い比率で推移しており、財政構造の硬直化が解消できるまでには至っていません。

【一般会計決算収支の状況】

(単位 億円)

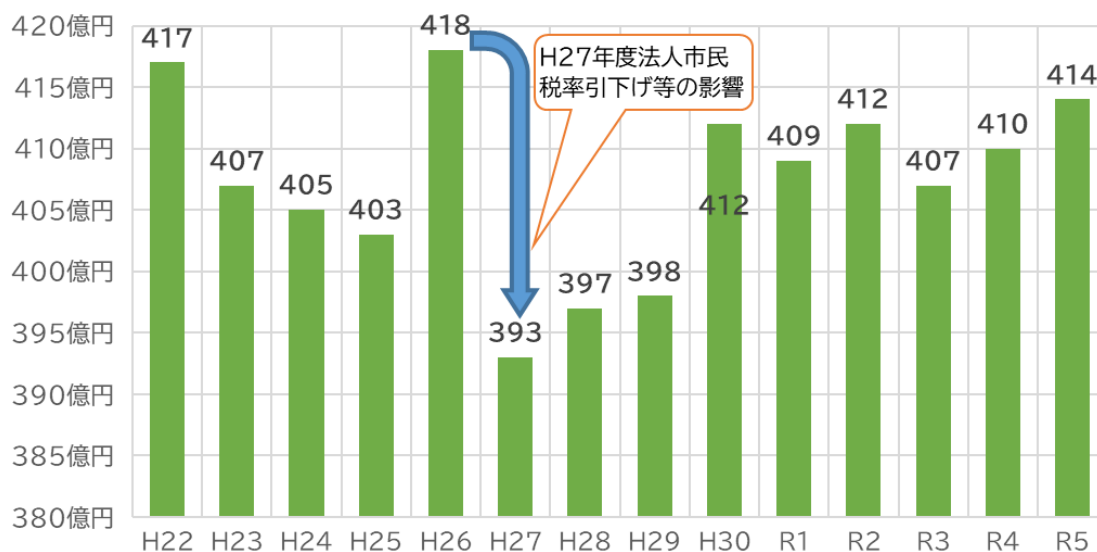
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 実質収支 | 18 | 9 | 4 | 5 | 13 | 10 | 1 | 2 | 4 | 3 | 7 | 41 | 30 | 18 |
| 実質単年度収支 | 22 | ▲16 | ▲5 | 1 | 9 | ▲3 | ▲19 | ▲3 | 2 | ▲7 | 5 | 33 | ▲11 | ▲11 |
| 財政調整基金・減債基金取崩額 | 0 | ▲8 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲13 | ▲7 | 0 | ▲6 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※実質収支：歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額

※実質単年度収支：単年度収支に黒字要素となる基金（貯金）積立額等を加え、赤字要素である基金（貯金）引き出し額を差し引いたものです。単年度収支は黒字でも、実質単年度収支が赤字なら、それは基金の取り崩しなどにより資金をやりくりしていることとなります。単年度収支は、実質収支から前年の実質収支を差し引いたものです。

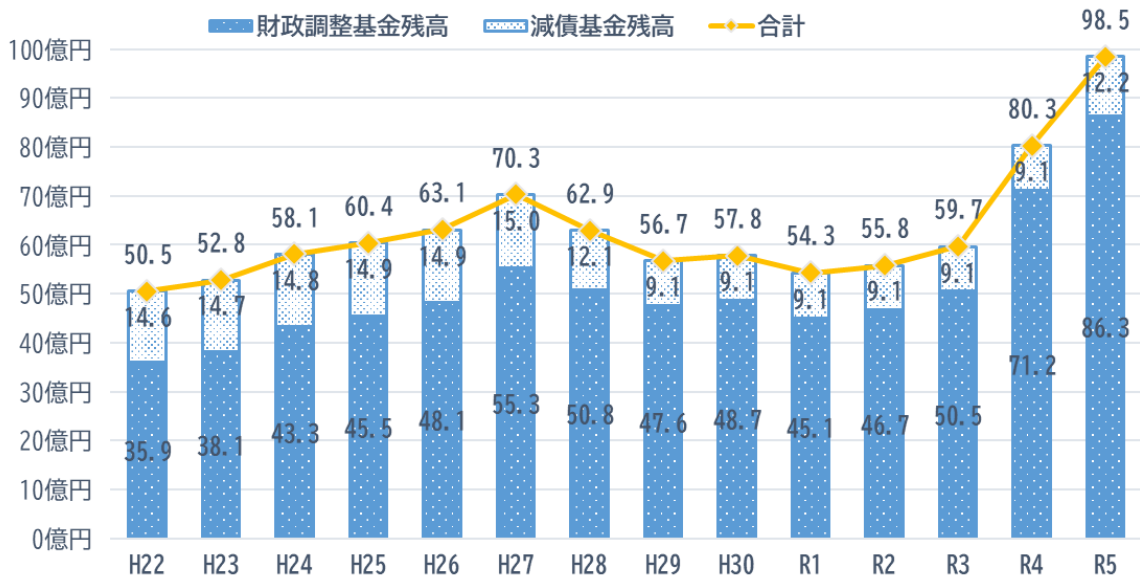
【市税収入の決算推移】

(単位 億円)



【財政調整基金・減債基金の年度末残高の推移】

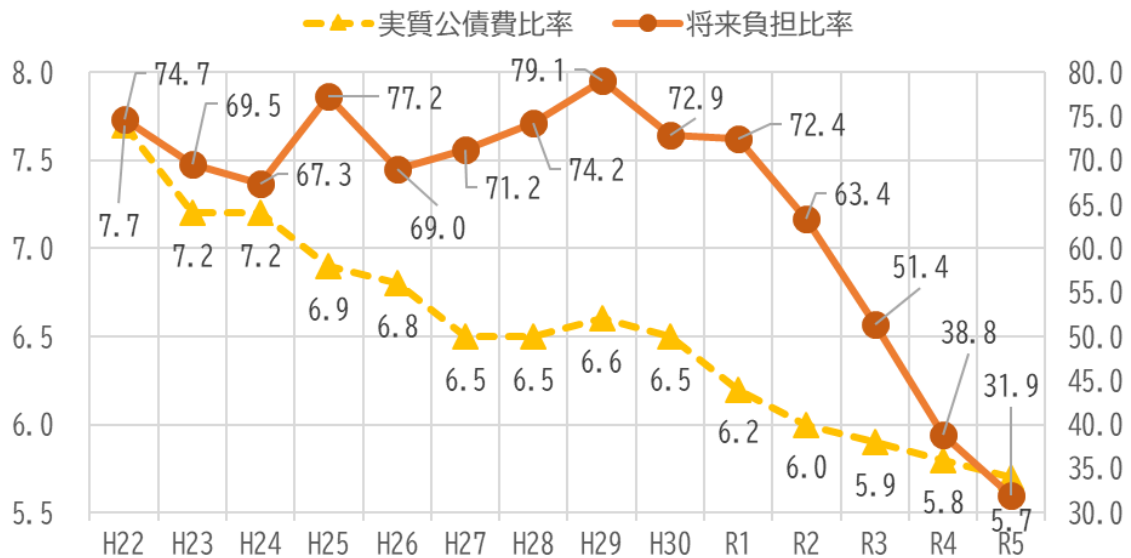
(単位 億円)



※基金：貯金のこと（継続的にまちづくりをしていくために貯めたお金）
 ※四捨五入の関係で計が合わないところがある。

【実質公債費比率・将来負担比率の推移】

(単位 %)



※実質公債費比率：収入に対して、借金返済額の割合
 ※将来負担比率：将来的に負担しなければならない借金の大きさをその自治体の財政規模に対する割合で表した率
 ※普通会計ベース決算における指標の推移で、令和5年度の数值は速報値

(2) 今後の収支見通し

少子高齢化の進行による生産年齢人口の大幅な減少や、社会保障関係経費の増加、大規模災害への備え、公共施設の老朽化への対応など、本市の行財政運営は、将来を見通すことが困難な状況になっています。

このような状況下にあっても、住民の安全安心な生活や地域経済を守りつつ、本市の持続的な発展と豊かなまちづくりに取り組む必要があることから、現状の財政運営を十分に踏まえた上で、将来にわたり質の高い市民サービスを創り続けることのできる行財政経営に向けた改善策を見出していくことが重要です。

令和5年(2023年)、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様の5類感染症に移行し、社会は平時モードへ移行しているものの、コロナ禍を経て日本全体の経済状況は大きく変化し、本市の行財政運営にとっても歳入の状況変化や、歳出における人件費単価を含む物価高騰などに対応していく必要があることから、今回、持続可能な行財政運営に向けて、新たに財政収支試算を見直しました。

今回の試算では、収入面では、市税収入や、地方交付税の増加が見込まれるものの、歳出面で、扶助費が大きく増加するほか、その他の歳出に含まれる後期高齢者医療に関する経費や物価高騰の影響を受けた物件費の増加が見込まれます。

(3) 財政収支試算（一般会計・事業費ベース）

【試算の前提条件】

- ・ 対象期間 : 令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間
- ・ 会計区分 : 一般会計・事業費ベースで作成
- ・ 令和6年度(2024年度)の予算額または決算見込額をベースに、本市の過去の決算実績等を踏まえ、一定の前提条件を設定し機械的に試算

【歳入】

- ・ 市 税 : 国の「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年7月29日）の過去投影ケースで見込まれた名目GDP成長率や、固定資産税の評価替え、本市の過去の収入実績を加味
- ・ 地方交付税 : 令和6年度の算定結果をベースに上記名目GDP成長率を使用し推計
- ・ 国県支出金 : 歳出の伸びに連動して推計
- ・ 市 債 : 過去の借り入れ実績をベースに推計
- ・ その他 : 令和6年度決算見込額がベース

【歳出】

- ・ 人件費 : 令和6年度決算見込額をベースに、定期昇給や退職に伴う新陳代謝を見込んで推計
- ・ 扶助費 : 令和6年度決算見込額をベースに、過去の平均伸び率により推計

- ・ 公 債 費 : 過去の市債の借り入れ分に基づく償還計画額に、令和6年度以降の借り入れ見込額の償還予定額を加味
- ・ 投資的経費 : 令和6年度の決算見込額をベースに、令和7年度に竣工する危機管理センターの影響を考慮して推計
- ・ そ の 他 : 繰出金については、令和6年度決算見込額をベースに過去の平均伸び率により推計、企業会計への補助等については、各企業会計の収支計画に基づき推計、その他の歳出は、令和6年度の決算見込額がベース

その結果は、次のとおりです。

【財政収支試算】

(単位 億円)

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 歳入 A | 1,118 | 1,161 | 1,133 | 1,145 | 1,161 | 1,177 |
| (1) 市税 | 411 | 422 | 428 | 430 | 435 | 440 |
| (2) 地方交付税 | 124 | 123 | 125 | 126 | 127 | 129 |
| (3) 国県支出金 | 327 | 347 | 355 | 363 | 372 | 382 |
| (4) 市債 | 95 | 130 | 86 | 86 | 86 | 86 |
| (5) その他 | 160 | 139 | 139 | 139 | 140 | 141 |
| 歳出 B | 1,118 | 1,165 | 1,140 | 1,150 | 1,173 | 1,179 |
| (1) 義務的経費 | 658 | 660 | 681 | 687 | 707 | 712 |
| 人件費 | 220 | 200 | 211 | 205 | 213 | 201 |
| 扶助費 | 350 | 373 | 383 | 394 | 406 | 419 |
| 公債費 | 87 | 87 | 87 | 88 | 88 | 93 |
| (2) 投資的経費 | 115 | 156 | 107 | 107 | 107 | 107 |
| (3) その他 | 345 | 350 | 352 | 356 | 359 | 359 |
| 単年度収支 (A-B) C | 0 | △4 | △7 | △5 | △12 | △2 |
| 累積収支 | 0 | △4 | △11 | △16 | △28 | △29 |
| (基金充当後) | 100 | 97 | 89 | 85 | 73 | 71 |

注) R6 は当初予算額である。四捨五入の関係で計が合わないところがある。

6 新たな総合計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化の急速な進行やAIをはじめとする技術革新など、様々な課題に対応すべく、本市では、令和3年(2021年)3月に策定した「徳島市総合計画2021」に基づき、諸施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、産業をはじめとした様々な分野において人手不足が深刻化する中、市民生活にも多大な影響を与えている物価高騰や地球温暖化による気候変動などの課題も山積しています。

このように、変化し続ける状況の中、将来にわたって持続可能な地域社会を維持し、誰もが誇れる徳島をつくっていくためには、社会情勢や環境の変化を的確に捉え、新たな方針や目標に向かって政策を推進する必要があることから、徳島市全体としてのまちづくりの指針となる「新たな総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の役割

総合計画は、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた基本目標等を明らかにし、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくために策定する本市の最上位計画として位置づけられる計画です。

(3) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「アクションプラン」で構成します。

基本構想

令和7年度(2025年度)からおおむね10年後を展望し、まちづくりの基本理念と将来像を定め、これを実現するための政策を明らかにしたものです。

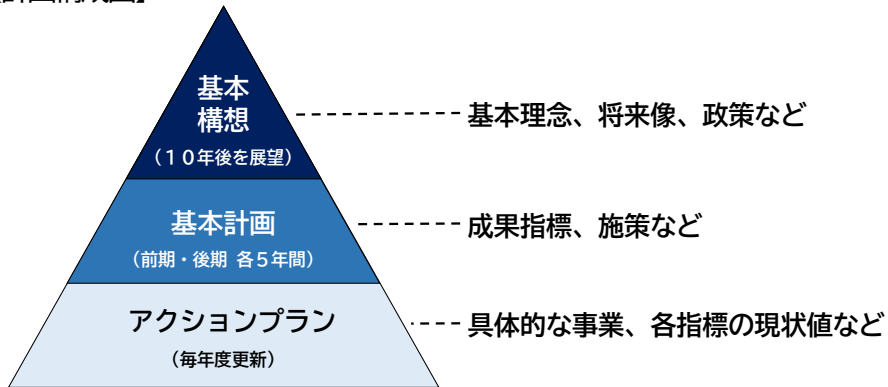
基本計画

前期（令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)）と後期（令和12年度(2030年度)から令和16年度(2034年度)）で構成し、将来像の実現に向けて、取り組むべき施策を体系的に示し、各施策の推進方針と達成すべき目標を明らかにしたものです。

アクションプラン

基本計画に基づく施策を計画的かつ効率的に実施するため、各年度における具体的な事業を明らかにしたもので、計画期間は基本計画と同様とし、毎年度、見直しを行います。

【計画構成図】



(4) 政策体系



(5) 行政運営

① 基本姿勢

市民一人ひとりの立場に寄り添った、誰からも信頼される公平・公正な市役所を目指して、徹底した情報公開により、市政の透明化を図るとともに、職員の意識改革に取り組むなど、市民がまちづくりの主役となる行政運営を行います。

② 行政運営方針 ～質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営の実践～

人口減少に歯止めがかからず、社会経済の担い手不足などが深刻化する中、気候変動による自然災害の甚大化や歴史的な円安、物価高騰など、行政を取り巻く課題は山積しています。

こうした社会環境の変化とともに進展する行政需要の拡大や市民ニーズの多様化・複雑化に的確に対応し、将来像「おどる街 つながる笑顔 水都とくしま」を実現するためには、それを支える健全な行財政経営が欠かせません。

限られた経営資源を有効活用し、将来にわたって質の高い市民サービスを創り続けるため、行政運営方針となる「持続可能な市民サービスの構築」、「健全な財政基盤の確立」及び「行政運営機能の強化」に基づき、行政改革を推進するとともに、強靱な財政基盤を確立します。

方針1 持続可能な市民サービスの構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や市民の価値観、ライフスタイルの変容等、社会情勢の変化を的確に捉え、将来にわたって質の高い市民サービスを提供するため、市政情報の透明化や行政手続の簡素化など、市民の利便性向上を図るとともに、持続可能な行政サービスのあり方を検討し構築します。

方針2 健全な財政基盤の確立

総合計画の着実な推進を下支えし、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備など、市民サービスの維持・向上に資する新規事業に取り組める強靱な財政基盤を確立するため、市税等の自主財源の確保や保有財産の有効活用など、更なる財源確保に努めます。また、市民ニーズや社会環境の変化を的確に捉え、選択と集中によりワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底することで、歳入規模に見合った歳出構造を構築します。

方針3 行政運営機能の強化

デジタル技術や民間活力・ノウハウを活用し、内部事務の効率化・高度化を図ることで、行政運営機能の強化に取り組むとともに職員配置の適正化を図ります。

また、官民連携など多様な主体との連携を進めるとともに、職場環境の充実や個々の職員力の強化に取り組み、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できる組織体制を構築します。

第2章 これまでの行財政改革

1 行政改革の推進

将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、平成18年度(2006年度)以降、5次にわたり行財政改革に関する取組を実施し、多様化・複雑化する行政需要や新たな行政課題にも対応しながら、新窓口の設置や休日窓口の開設、支所での税証明発行、証明書のコンビニ交付など市民サービスの向上に努めるとともに、広報紙やLINEの拡充、SNSの活用などによる市政情報の発信や、市民参加の推進にも取り組んできました。

また、あらゆる分野において「民間にできることは民間に」を基本とし、市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら、家庭ごみ収集業務や学校給食調理業務の一部外部委託の開始など、行政責任の確保を前提に業務の効率化を図る一方で、本市独自の取組だけでは限界があることから、関係団体や民間企業との連携を進めることで、地域課題や住民ニーズに的確に対応できる組織体制の強化にも取り組んできました。

さらには、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、人材育成やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、職員力や組織力の強化を図っています。

2 財政基盤の確立

平成17年(2005年)2月の「財政危機宣言」を踏まえ、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、徹底した歳入確保及び歳出抑制により、将来を見据えた健全な財政運営となるように改善を図ってきました。

この間、歳入面では、市税徴収率の向上や未利用財産の有効活用、ふるさと応援寄附金の確保などあらゆる財源の確保策に取り組むとともに、歳出面では、徹底した内部管理経費の抑制や職員配置の適正化、事務事業の「選択と集中」による合理化など、財政構造の改善に主眼を置いた取組を継続して行い、行財政健全化に向けて全庁を挙げて取り組んできました。

また、歳入規模に見合った歳出規模を堅持していくことを基本とし、過度に基金に依存しない財政運営を行うことで、持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して、財政改革に取り組んでいます。

3 これまでの計画の主な取組成果

| 計 画 | 主な取組成果 |
|---|---|
| 第1期健全化計画 (平成18年度(2006年度)～ 21年度(2009年度)) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 259人の職員数削減 ・ 191億円の財源確保 ・ 新窓口の開設 ・ 市民参加基本条例の制定・実施 |
| 第2期健全化計画 (平成22年度(2010年度)～ 25年度(2013年度)) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 72人の職員数削減 ・ 約60億円の基金残高の確保 ・ 休日窓口の開設 ・ 支所での税務証明書の発行 ・ コンビニエンスストアでの市税等の収納 |
| 強化プラン (平成26年度(2014年度)～ 29年度(2017年度)) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 44人の職員数削減 ・ 57億円の基金残高確保(平成29年度決算) ・ コンビニエンスストアでの住民票の写し等交付 ・ 国保料等のペイジー口座振替受付サービスの開始 |
| 推進プラン2018 (平成30年度(2018年度)～ 令和2年度(2020年度)) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 46人の職員数削減 ・ 57億円の財源確保(令和2年度決算) ・ 下水道事業と水道事業の統合(上下水道局の設置) ・ ごみ収集業務や学校給食業務の一部外部委託を実施 ・ 「ふれあい収集」の開始 ・ モバイルレジによる市税の収納開始 ・ ネーミングライツ制度の本格導入による新たな財源確保 ・ 就学前施設(幼稚園・保育所)の再編計画の推進 |
| 推進プラン2021 (令和3年度(2021年度)～ 6年度(2024年度)) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 16人の職員数削減(令和6年4月1日現在) ・ 財政健全化フレームにおける基金残高46億円を52億円上回る98億円の基金残高を確保(令和5年度決算) ・ AI・RPAの導入(音声文字起こしサービス等) ・ マイナンバーカードの普及、利活用の推進 ・ DXの推進(標準準拠システムへの移行、ペーパーレス会議、押印見直し等) ・ 産官学との包括連携協定締結の推進 ・ キャッシュレス納付導入等による市税徴収率の向上 ・ ふるさと応援寄附金の拡大 ・ 不用物品の売却(オークション)等による更なる財源の確保 ・ 公民館とコミュニティセンターの統合 |

第3章 これからの行財政改革

1 行財政運営の基本理念

本市では、第1期・第2期健全化計画に基づき、財源確保や定員の適正化等に取り組み、行財政健全化において一定の成果を挙げたのち、強化プランでは、これまでの健全化の取組だけではなく、これらの成果を土台に職員力や組織力等の様々な「力」の強化に取り組んできました。

また、推進プランでは、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、将来にわたり健全な行財政基盤づくりを行うため、更なる行財政改革にスピード感をもって取り組んできました。

一方で、人口減少に歯止めがかからず、人口構造の変化とともに社会経済の担い手不足が深刻化する中、気候変動による自然災害の甚大化や歴史的な円安、物価高騰など、行政を取り巻く環境は更に厳しく、本市においても、行政課題は山積し、ますます厳しい状況となることが予想できます。

こうした社会環境の変化とともに拡大する行政需要や、市民ニーズの多様化・複雑化に柔軟に対応し、総合計画の施策展開を支える健全な行財政運営を確立するためには、最善の手法を追求していかなければなりません。

そのためには、これまで以上に、組織及び運営の合理化や効率化に努めることにより「最小の経費で最大の効果を上げる」とともに、事業の「選択と集中」の徹底を図り、歳入規模に見合った歳出構造を構築することで、行財政運営におけるレジリエンスの更なる向上に取り組むことが重要となることから、限られた経営資源を有効活用し、健全な財政基盤の確立と行政運営機能の強化を図ることで、質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営の実践を目指します。

2 計画策定の趣旨

「行財政改革推進プラン 2021」（以下「現行プラン」という。）等に基づき、全庁を挙げて行財政改革に取り組んだ結果、減少傾向であった基金残高は令和5年度（2023年度）末では98億円を超えるまで回復しているものの、今後の財政収支試算では、毎年度収支不足が見込まれる厳しい見通しとなっています。

加えて、今後、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備が本格化していくとともに、学校施設をはじめ老朽化する公共施設の適正な維持管理に大きな財政負担を伴うことが予想されます。

さらには、少子化対策や、まちのにぎわいづくりにも積極的に取り組む必要があることから、引き続き、健全な行財政運営を推進していくことが必要です。

また、平成17年（2005年）以降スクラップ・アンド・ビルドや外部委託（アウトソーシング）等により組織の効率化を図ってきましたが、行政を取り巻く課題は山積しており、年々、多様化・複雑化する行政需要に対して、必要なマンパワーを確保するために苦慮している状況があります。

このように、取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり持続可能な地域社会を維持するためには、新たな行政需要に的確に対応できる行財政基盤を確立するとともに、質の高い市民サービスを創り続けることができる組織体制を構築する必要があることから、行財政運営の基本理念に基づき、「徳島市行財政改革推進プラン2025～質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営の実践～」(以下「新プラン」という。)を策定するものです。

3 新プランの位置付け

新プランは、総合計画に掲げる将来像を実現するために、それを下支えする、健全な行財政基盤の確立と行政運営機能の強化に取り組み、持続可能な市民サービスの構築に必要な行財政改革の具体的な取組を定めるものです。一方で、総合計画は、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進し、目指すべき将来像やその実現に向けた政策等を明らかにするために策定される本市の最上位計画です。

4 新プランの計画期間

新プランの計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間とします。

5 計画の対象

全部局、全会計を対象とします。

6 目指すべき方向性(行財政改革基本方針)

総合計画の「行政運営方針」に掲げる基本方針を新プランの基本方針とし、将来にわたって質の高い市民サービスを創り続けるための行財政経営を実践します。

| | | |
|-----------|----------------|---------------------|
| 基本 方針1 | 持続可能な市民サービスの構築 | 市政の透明化 |
| | | 窓口サービスの利便性の向上 |
| | | サービス規模・水準と受益者負担の適正化 |
| 基本 方針2 | 健全な財政基盤の確立 | 歳入の拡大 |
| | | 歳出の抑制 |
| 基本 方針3 | 行政運営機能の強化 | 内部事務の効率化 |
| | | 多様な主体との連携 |
| | | 職員配置の適正化 |

第4章 計画の推進

1 持続可能な財政運営

(1) 収支不足への対応（財源確保対策）

財政収支試算において、今回の試算期間内に基金が枯渇することはありませんが、毎年度収支不足が見込まれており、この収支不足を財政調整基金等で補てんするような対応を続ければ、いずれは基金が枯渇するため、これまで以上に財政規律を維持しながら、行財政健全化の取組を進める必要があります。

さらに、今回の試算には含んでいないものの、急速に進行する少子高齢化対策や大規模災害への備え、老朽化する公共施設の適切な維持管理など、新たな財政負担を伴う施策が控えています。

このため、基金への依存を極力抑制し、あらゆる手段を講じて歳入を拡大させる取組を積極的に行うとともに、歳入規模に見合った効果的で効率的な歳出を徹底することにより、基金等の取り崩しに依存しない健全な財政運営を持続します。

■ 財政健全化フレーム

(単位 百万円)

| 基本方針 | 戦略 | 取組項目 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 計 | |
|------|----|----------------------|------|------|------|-------|-------|-------|
| | | 2 健全な行財政基盤の確立 | 359 | 616 | 879 | 1,141 | 2,995 | |
| | | 4 歳入の拡大 | 279 | 456 | 639 | 821 | 2,195 | |
| | | 15 自主財源の確保 | 40 | 65 | 96 | 126 | 327 | |
| | | 17 未利用財産の有効活用 | 9 | 11 | 13 | 15 | 48 | |
| | | 18 ふるさと応援寄附金の拡大 | 230 | 380 | 530 | 680 | 1,820 | |
| | | 5 歳出の抑制 | 80 | 160 | 240 | 320 | 800 | |
| | | 20 効率的な予算編成 | 50 | 100 | 150 | 200 | 500 | |
| | | 21 行政評価の推進(事務事業の見直し) | 30 | 60 | 90 | 120 | 300 | |
| | | 財源確保額 | 単年度 | 359 | 616 | 879 | 1,141 | 2,995 |
| | | | 累 積 | 359 | 975 | 1,854 | 2,995 | — |

(単位 億円)

| 財政収支試算(令和6年9月作成) | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 計 |
|------------------|------|------|------|------|-------|------|
| 財 源 不 足 額 A | 0 | ▲ 4 | ▲ 7 | ▲ 5 | ▲ 12 | ▲ 28 |
| 不 足 額 累 計 | 0 | ▲ 4 | ▲ 11 | ▲ 16 | ▲ 28 | — |

| 財源確保対策後の収支 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 計 |
|--------------|------|------|------|------|-------|----|
| 財源確保額(単年度) C | 0 | 4 | 6 | 9 | 11 | 30 |
| 単年度収支 A+C | 0 | 0 | ▲ 1 | 4 | ▲ 1 | 2 |
| 累 積 収 支 | — | 0 | ▲ 1 | 3 | 2 | — |
| 基 金 残 高 | 100 | 100 | 99 | 103 | 102 | — |

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

(2) 短期的な視点

ア 歳入の拡大

市税等の課税客体の把握や多様な納付方法の導入などにより、更なる徴収率向上に努めるとともに、基金の設置目的を踏まえた活用による財政負担の平準化や基金の確実かつ効率的な方法による積極的な外部運用の検討など、自主財源の充実に取り組みます。

また、未利用財産の積極的な有効活用や、ふるさと応援寄附金の拡大、交付税措置のある有利な地方債の活用など、多様な財源の確保に取り組みます。

■ 関連する取組項目【15.17.18】

イ 歳出の抑制

収支バランスを維持するため、常にEBPM（証拠に基づく政策立案）によるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底した予算編成を行うとともに、特別会計・企業会計の経営基盤の強化に努めます。

また、徹底した内部努力や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドによる経費の削減に努め、既存事業においては、実施手法が最も簡素で合理的なものとなっているか、「最小の経費で最大の効果」を生む仕組みとなっているかなどについてこれまで以上に検討し、全ての事務事業について効率化の追求を徹底します。

■ 関連する取組項目【20.21】

(3) 中・長期的な視点

財政収支試算では、毎年度収支不足が見込まれており、令和12年度(2030年度)以降についてもこの状況が続くと見込まれることから、中長期的な視点で歳出抑制につながる仕組みや体制を構築していかなければなりません。

このことから、公共交通の再構築や、就学前施設の再編や小中学校の適正規模・適正配置等を検討するほか、使用料や手数料等の料金設定について見直すなど、持続可能な市民サービスの構築を目指す取組を実施します。

また、公共施設等の維持管理等に多額の費用が見込まれる中で、急速な少子高齢化による社会構造の変化を見据えた持続可能な形での維持管理について、計画的に取り組むほか、業務改善につながる行政サービスのDX化やフロントヤード改革、更には内部事務の効率化や多様な主体との連携などにも取り組みます。

■ 関連する取組項目【4.5.6.8.9.10.12.13.14.24.25.26.27.28.29】

(4) 行財政運営におけるレジリエンス（強靱性）の向上

令和元年度(2019 年度)まで減少傾向であった、財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、令和5年度(2023 年度)末には98.5億円まで回復しています。

これは、内部管理経費の抑制や職員配置の適正化、市税収入やふるさと応援寄附金など、あらゆる財源の確保といった、現行プランに掲げた取組を着実に実施してきた結果です。

しかしながら、人口減少に伴う少子高齢化や人手不足が深刻化することを踏まえれば、本市の取組だけでは限界があり、国や県の財源確保はもちろん、官民連携を推進し、行政課題の解決や市民サービスの向上を図っていかねばなりません。さらに、今後は一般廃棄物中間処理施設の整備や、老朽化する公共施設及びインフラの適正な維持管理に大きな財源が必要となることに加え、こども・子育て環境の充実や防災・減災対策の推進などにも積極的に取り組む必要があることから、将来負担も想定しながら、行財政運営におけるレジリエンスの更なる向上に取り組む必要があります。

また、老朽化する公共施設等の適正な維持管理のため、総合管理計画に基づき、これまで以上に具体的かつ積極的に、長寿命化や部局の垣根を超えた施設の統廃合に取り組むことが重要です。

(5) 財政硬直化の軽減

令和5年度(2023 年度)の本市の経常収支比率は96.6%と、類似団体平均と比較して劣位にあり、財政の硬直化が進んでいます。経常収支比率の数値が低いほど財政にゆとりがあり、高くなれば市の独自事業など、自由に使えるお金が少ないことを表します。近年の硬直化の主な原因は、社会保障関係経費である扶助費の増加に伴う義務的経費の増加ですが、人件費単価も上昇しており、ますます義務的経費は増加傾向にあります。

こうした傾向が加速すると、財政運営は弾力性を失い、社会経済情勢の変化や政策課題等に柔軟に対応していくことが困難になります。

経常収支比率の改善に向け、市税の徴収強化等による経常一般財源収入の拡大とともに、経常経費の一層の抑制により、財政硬直化の軽減に努めます。

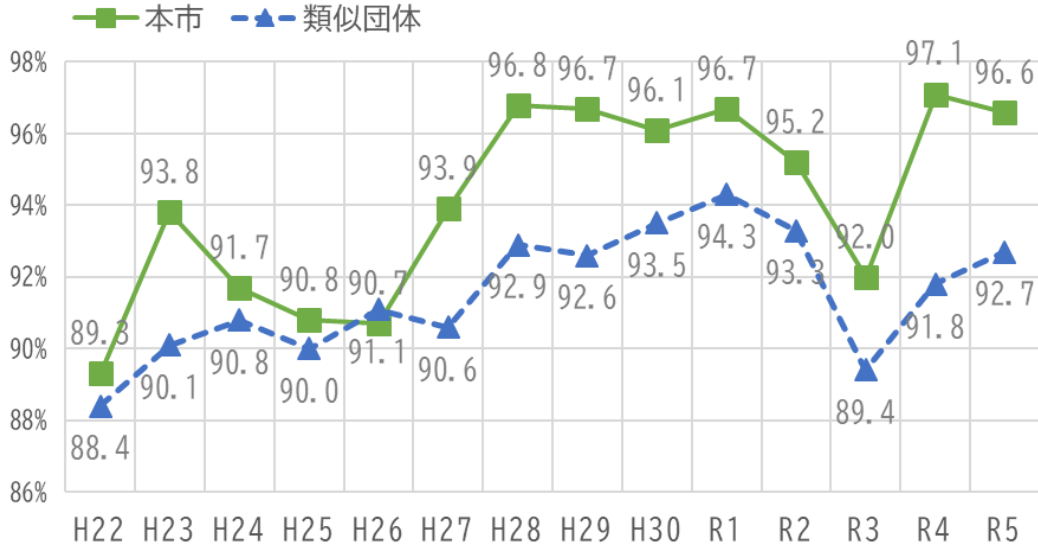
(6) 将来負担の抑制

地方債は、基本的に道路などの社会資本を整備するためのものであり「赤字の補填」ではなく、長期にわたり使用する公共施設やインフラの整備費用を、将来使用する世代の人にも公平に負担してもらうために行うものです。

このことから、通常債については計画的な対応で極力発行を抑制するとともに残高を適正に管理することで、将来の財政負担の抑制を図り、持続可能な財政運営を目指します。

【経常収支比率の推移】

令和4年度(2022年度)の経常収支比率は97.1%で、臨時財政対策債の発行抑制等により、前年度と比較して5.1ポイントの悪化となっていますが、全国的に同様の傾向が見られます。



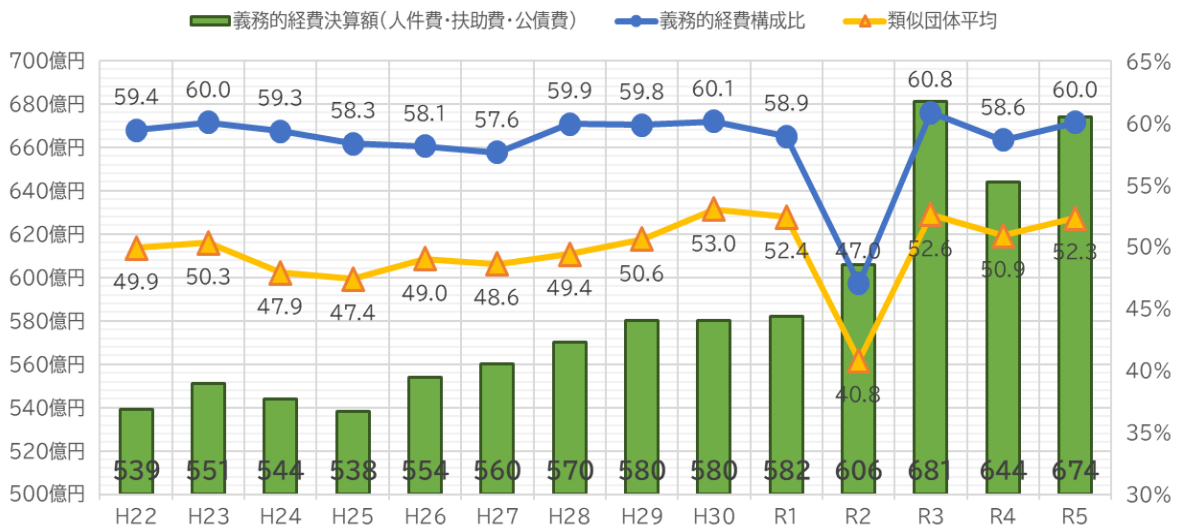
※経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、この割合が高いほど自由に使える財源の割合が少ない。

※臨時財政対策債：国から地方公共団体に交付される地方交付税の財源不足を補うために、地方公共団体が発行する地方債のことで、実質的には地方交付税と同様の扱いとなる。

※普通会計ベース決算における指標の推移で、令和5年度の数値は速報値

【義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の決算額と類似団体との構成比比較】

義務的経費は高止まり傾向にあり、令和5年度(2023年度)は歳出総計に占める構成比は60.0%となり、類似団体より高水準となっています。また、決算額も増加傾向です。



※普通会計ベース決算における指標の推移で、令和5年度の数値は速報値

(7) 財政運営の取組目標

総合計画で掲げる将来像「おどる街 つながる笑顔 水都とくしま」を実現し、質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営を実践するため、必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の確立に向けた財政運営を進めます。

| 目標項目 | 説明 | 令和5年度実績 | 令和10年度目標 |
|----------------|---|--------------------------|--------------|
| 実質公債費比率 | 標準財政規模※に対して、一般会計などの借金返済額がどのくらいあるかを表したもので、25%を超えると財政健全化計画、35%を超えると財政再生計画を定めなければならないなど、一定の基準を超えると財政運営に大きな影響を及ぼします。 | 5.7% | 5.0%以下 |
| 経常収支比率 | 地方自治体が毎年得ることのできる収入に対する毎年必要な支出の割合で、財政構造の弾力性を示しています。この比率が低いほど、地方自治体が自由に使えるお金が多いこととなります。 | 96.6% | 95.0%以下 |
| 将来負担比率 | 標準財政規模に対して、地方自治体が抱える公社や第三セクターなども含めて、将来的に負担しなければならない借金がどのくらいあるかを表したもので、350%を超えると財政健全化計画を定めなければならないなど、一定の基準を超えると財政運営に大きな影響を及ぼします。 | 31.9% | 25.0%以下 |
| 財政調整基金及び減債基金残高 | 地方自治体が継続的にまちづくりをしていくために貯めたお金のことで、使い道が自由な財政調整基金と、借金の返済に使う減債基金を合わせた残高です。 | 標準財政規模の17.1% (98.5億円) | 標準財政規模の18%以上 |

※標準財政規模：地方自治体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します。

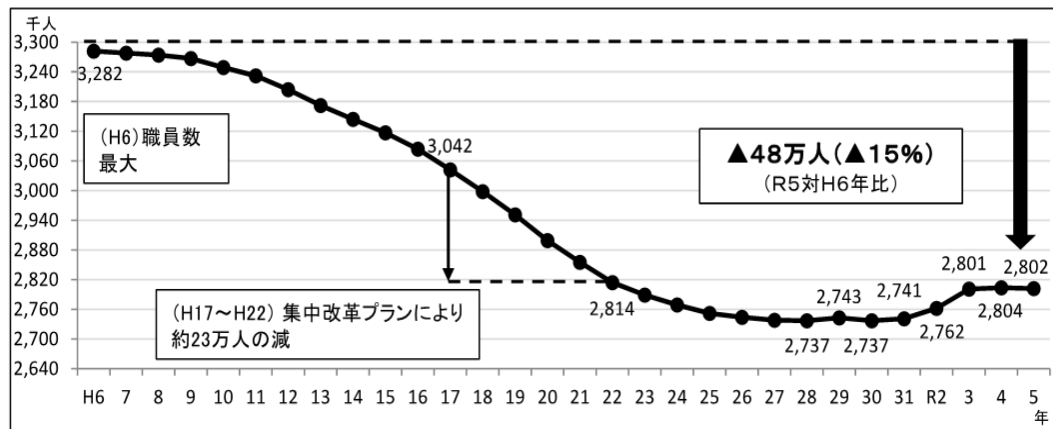
2 職員配置の適正化

(1) 地方公務員を取り巻く現状

総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査」の結果によれば、全国の地方自治体の総職員数は、平成6年(1994年)をピークに平成28年(2016年)まで一貫して減少した後、横ばいから微増傾向が続いています。なお、日本の総人口は平成20年(2008年)をピークに、その後は減少傾向です。

一方で、多くの自治体で人口が減少しているにもかかわらず、近年は全国的に職員数が増加傾向にあります。その理由は、後期高齢者の増加等による行政需要の拡大や少子化対策等へのサービスの充実、また国土強靱化に向けた新たな行政課題への対応、国の新たな施策や法改正への対応等が考えられます。

〈地方公共団体の職員数の推移(平成6年～令和5年)〉



出典：総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果の概要」

(2) 定年の段階的引上げ

国家公務員の定年引上げに伴い地方公務員法が改正され(令和3年法律第63号)、本市職員の定年も令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までにかけて2年おきに1歳ずつ段階的に、65歳まで引き上げられます。

このことにより、この間は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないため、定年退職者がいない年でも、有為な人材確保等を目的に、次年度の定年退職者数を見込み、2年間で平準化し、職員採用を行うこととしています。

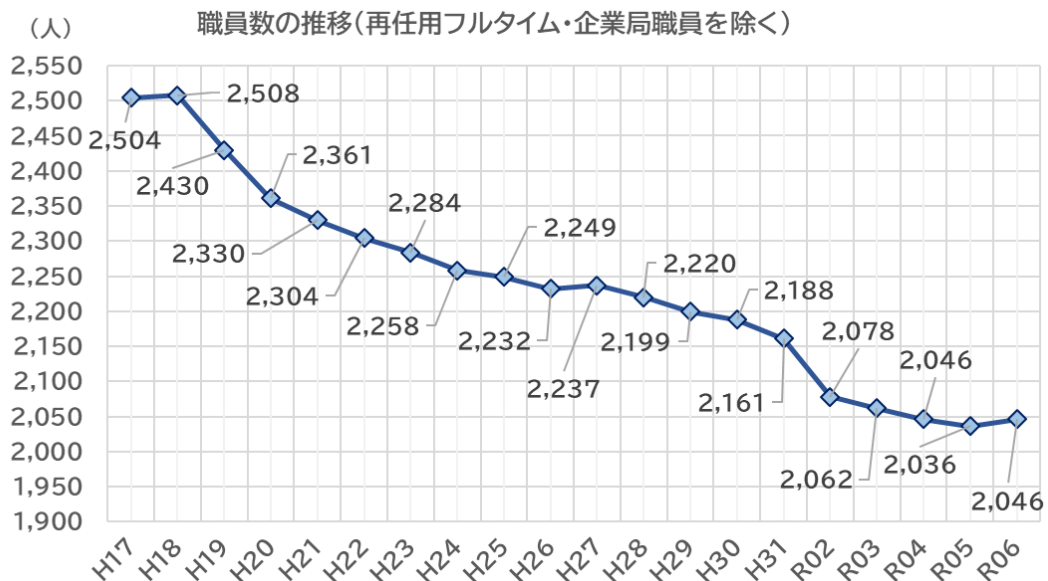
また、定年を65歳に引き上げる中で、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持・向上させるとともに、能力と意欲のある高齢期の職員の知識、技術、経験などを継承することを目的に、管理監督職の役職定年制を令和6年度(2024年度)から導入しています。なお、職員定数については、定年延長者は、正規職員(非管理監督職)のポストに再配置することになるため、採用の平準化により一時的に職員数が増えることがあっても、定年の引上げによって、中長期的に職員数が増えることはありません。

(3) 定員管理の状況

平成17年度(2005年度)に、「第1期定員適正化管理計画」を策定し、市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら、業務のスクラップ・アンド・ビルドや外部委託(アウトソーシング)及び技能職員の退職不補充などにより、職員数の削減や抑制に努めてきました。

しかしながら、社会環境の変化による行政需要の拡大や、地方公務員の定年延長制度の導入による採用の平準化により、令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)にかけては、職員数が増加しています。

また、定年の引上げにより、暫定的な再任用制度が令和5年度から導入されており、フルタイム再任用職員を配置しています。なお、フルタイム再任用職員は、職員定数に含まれる職員ですが、フルタイム勤務かパートタイム勤務かは、職員の希望によって変動するため、職員配置の適正化の進捗状況を計るに当たっては、職員定数の目標管理には馴染まないものとしてフルタイム再任用職員を除く職員数で、目標管理を行うこととします。



(4) 部門別の職員数の推移

本市の職員数を部門別にみると、一般行政のうち福祉関係を除く部門では、事務事業や組織の効率化、技能職員の退職不補充などにより、基本的には職員数の抑制が図られています。

一方で、福祉部門(民生・衛生)については、一定の減少は図ってきたものの、近年では、子育て支援の充実や少子高齢化に伴う行政需要の拡大、家庭ごみ収集運搬業務のサービス体制の維持などによる増加がみられます。

また、特別行政においては、生徒数などの減少による教育部門の減員がある中、救急体制の拡充など、消防力の充実・強化による消防部門の増加があり、今後も必要な部門には重点的に職員を配置する必要があります。

■ 部門別職員数の状況

| 区分 | 第1期・2期定員適正化計画(H17～H25) 行財政力強化プラン(H26～H29) | | | | 行財政改革推進プラン2018 | | | 行財政改革推進プラン2021 | | | |
|-------------------------------|--|---------|-------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | H17年度 | H22年度 | H26年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | |
| 一般行政 | 一般行政(福祉関係除く) | 649 | 623 | 613 | 621 | 626 | 623 | 623 | 626 | 625 | 623 |
| | 福祉関係(民生・衛生) | 843 | 745 | 724 | 700 | 684 | 683 | 676 | 675 | 679 | 691 |
| | 小計 | 1,492 | 1,368 | 1,337 | 1,321 | 1,310 | 1,306 | 1,299 | 1,301 | 1,304 | 1,314 |
| | 特別行政(教育・消防) | 813 | 765 | 734 | 705 | 688 | 683 | 673 | 655 | 644 | 643 |
| | 国保事業その他(介護保険等) | 199 | 171 | 161 | 162 | 163 | ※89 | 90 | 90 | 88 | 89 |
| | 小計 | 2,504 | 2,304 | 2,232 | 2,188 | 2,161 | 2,078 | 2,062 | 2,046 | 2,036 | 2,046 |
| 企業局 | 水道局(上下水道局) | 170 | 156 | 150 | 138 | 132 | ※210 | 207 | 203 | 198 | 196 |
| | 交通局 | 110 | 95 | 74 | 62 | 56 | 52 | 47 | 45 | 41 | 40 |
| | 病院局 | 453 | 394 | 407 | 431 | 442 | 442 | 442 | 445 | 440 | 452 |
| | 合計 | 3,237 | 2,949 | 2,863 | 2,819 | 2,791 | 2,782 | 2,758 | 2,739 | 2,715 | 2,734 |
| 第1期計画(H17～H22)増減数【水道・交通除く】 | | ▲259 | | | | | | | | | |
| 第2期計画(H22～H26)増減数【水道・交通・病院除く】 | | ▲72 | | | | | | | | | |
| 行財政力強化プラン(H26～H29) | | ▲44 | | | | | | | | | |
| 行財政改革推進プラン【上下水道・交通・病院を除く】 | | 対前年度増減数 | | ▲27 | ▲3 | ▲16 | ▲16 | ▲10 | 10 | | |
| | | 累計 | | ▲27 | ▲30 | ▲46 | ▲62 | ▲72 | ▲62 | | |

※R2年度から下水道事業と水道事業が統合し、上下水道局となった。職員数は、国保事業その他から下水道事業職員80人が上下水道局へ出向している。

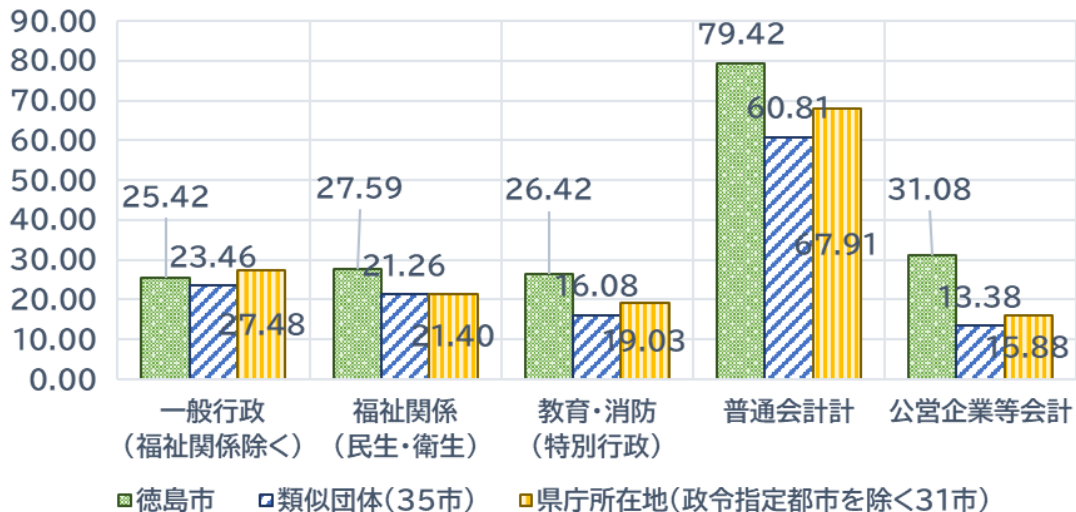
(5) 類似団体等との比較

公営企業等職員数を除いた人口1万人当たりの職員数は（令和5年(2023年)4月1日現在）、本市では79.42人で類似団体（35市）平均より18.61人、県庁所在地（政令指定都市を除く31市）平均より11.51人と大きく上回っています。

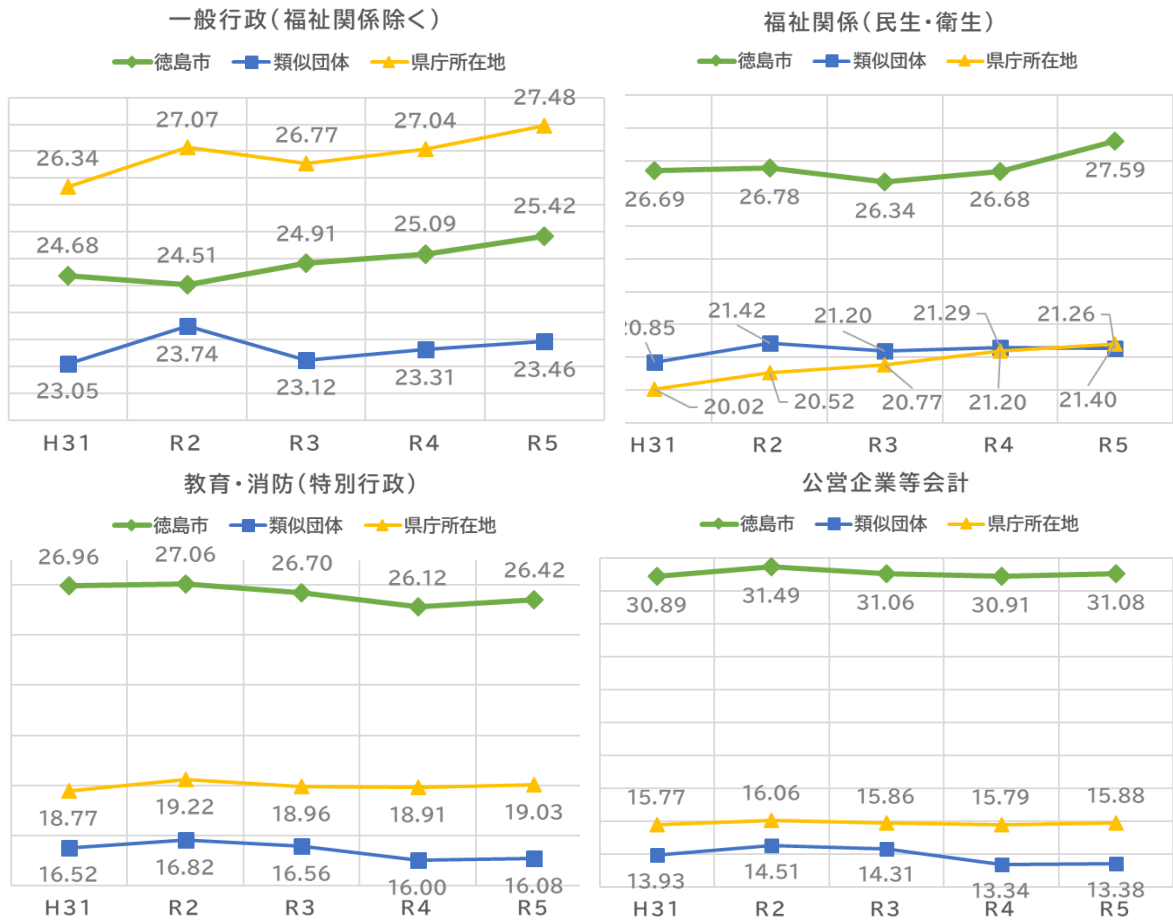
特に、福祉関係（民生・衛生）と教育・消防（特別行政）で多くなっており、部門別職員数での不均衡が表れています。また、公営企業等会計の職員数においても、2倍以上、上回っており、今後も質の高い市民サービスを創り続けるためには、引き続き計画的な定員管理が必要です。

■ 人口1万人当たりの職員数【令和5年4月1日現在】

（単位 人）



※四捨五入の関係で計が合わないところがある。



◆類似団体 IV-3 【R5 4/1現在 35団体(徳島市含む)】

北海道釧路市、北海道苫小牧市、茨城県ひたちなか市、埼玉県上尾市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県浦安市、東京都立川市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小平市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都西東京市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県秦野市、三重県津市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、山口県宇部市、山口県山口市、徳島県徳島市

参考資料：総務省自治行政局公務員部給与与能率推進室「類似団体別職員数の状況」

■ 部門別の特色

- ア 福祉関係を除く一般行政（議会、総務・企画（防災を含む）、税務、労働、農林水産、商工、土木）
国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門
- イ 福祉関係（民生、衛生）
国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、また、職員配置が直接住民サービスに影響を及ぼす部門
- ウ 教育・消防（特別行政）
国の法令等に基づく配置基準等により、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門
- エ 公営企業等会計（病院局、上下水道局、交通局、国保事業その他特別会計）
独立採算を基調として、企業経営の観点から定員管理が行われている公営企業局部門及び国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、市場事業などの特別会計の部門

(6) 現業職場の状況

現業職場においては、行財政健全化計画 2005 の取組が始まった平成 18 年度(2006 年度)から、定員の適正化を推進するため、「民間にできることは民間に」という考え方により、市民サービスの水準の維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした上で、外部委託（アウトソーシング）を推進してきました。

これまでの外部委託の実績

| 年度 | 委託業務名 | 所属名 |
|--------|-----------------|----------|
| 平成18年度 | 給食調理業務 | 市民病院 |
| 平成19年度 | 焼却灰運搬業務 | 東・西施設課 |
| | 汚泥処理業務・ポンプ場管理業務 | 浄化センター |
| 平成20年度 | ボイラー業務 | 市民病院 |
| | 汚泥処理業務 | 浄化センター |
| 平成21年度 | 管きょ管理業務 | 保全課 |
| | 火葬業務 | 葬斎場 |
| | 粗大ごみ収集業務 | 東部業務課 |
| 平成22年度 | 道路維持補修業務 | 道路維持課 |
| 平成25年度 | 植栽・樹木管理業務 | 動物園 |
| | 害虫駆除業務（一部） | 市民環境政策課 |
| 平成26年度 | 塵芥収集業務 | 中央浄化センター |
| 平成31年度 | 家庭ごみ収集業務（一部） | 東・西業務課 |
| 令和 3年度 | 給食調理業務（一部） | 中学校 |
| 令和 6年度 | 害虫駆除業務（全部） | 環境政策課 |

※所属名は委託時の名称。

また、残る現業職場についても、退職不補充を徹底し、職員体制の見直し等により対応してきました。なお、ごみ収集業務については、家庭ごみ収集の第1次委託として平成31年(2019年)2月から市内の4分の1の範囲を外部委託しており、第2次委託として令和5年(2023年)2月から外部委託の範囲を市内の2分の1に拡大する方針でしたが、第2次委託の入札が金額面で折り合わず不調となったことを受け、今後も市内の4分の3の範囲については、直営収集を継続する方針に変更しています。

また、この間の業務体制については、退職による欠員は会計年度任用職員を充てて対応してきましたが、近年は会計年度任用職員への応募が減少し、欠員が埋まらない状況が続いており、これ以上の欠員が生じれば、ごみ収集業務が安定的に行えない状況が想定されたため、現行プランにおいて「技能職員の退職による欠員については、外部委託の実施や職員体制の見直し等により対応することとし、新たな採用は行わないものとします。」とした方針の特例措置として、令和5年度から正規職員を10人ずつ採用し、職員体制を確保しています。

配置職員数の推移

健全化計画 健全化計画 強化プラン 推進プラン 推進プラン

| 業務内容 | 2005 | | 2010 | | 2014 | | 2018 | | 2021 | | |
|---------------------|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|------|
| | H18 | ～ | H22 | ～ | H26 | ～ | H30 | ～ | R3 | ～ | R7 |
| 公用車運転管理業務 | 6 | | 6 | | 6 | | 5 | | 3 | | 2 |
| 放置自転車撤去等業務 | 3 | | 3 | | 2 | | 2 | | 2 | | 2 |
| ごみ収集業務 | 180 | | 147 | | 147 | | 124 | | 100 | | 112 |
| ごみ処理施設管理業務 | 36 | | 29 | | 25 | | 25 | | 24 | | 24 |
| し尿処理施設管理業務 | | | | | | | | | | | |
| 動物飼育業務 | 12 | | 12 | | 12 | | 12 | | 8 | | 8 |
| 道路パトロール業務 | 16 | | 7 | | 7 | | 7 | | 6 | | 6 |
| 公園管理業務 | 19 | | 7 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 |
| 街路樹管理業務 | | | | | | | | | | | |
| 認定こども園及び 保育所調理業務 | 65 | ～ | 56 | ～ | 51 | ～ | 46 | ～ | 40 | ～ | 35 |
| 学校調理業務 | 142 | | 138 | | 135 | | 120 | | 102 | | 81 |
| 学校事務員業務 | 92 | | 85 | | 80 | | 73 | | 68 | | 59 |
| 下水道処理施設管理業務 | 28 | | 26 | | 20 | | 19 | | 18 | | 15 |
| 合計 | 599 | ～ | 516 | ～ | 491 | ～ | 439 | ～ | 377 | ～ | 350 |
| 削減人数 | | | ▲ 83 | | ▲ 25 | | ▲ 52 | | ▲ 62 | | ▲ 27 |

(7) 現業職場の今後のあり方

こうした状況は、ごみ収集業務だけが例外ではなく、引き続き市が直営で実施している現業職場については、正規職員が年々減少し、残る職員の高齢化も徐々に進み、職員全体に占める会計年度任用職員の比率も増加しています。

このため、ごみ収集業務と同様に、市民サービスの水準の維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした上で、職場ごとに今後、事業をどのような形で実施していくかについて整理します。

① 外部委託（アウトソーシング）とする業務

「放置自転車撤去等業務」、「公園管理業務」及び「中学校給食調理業務」については、職員の退職状況等を踏まえ、引き続き退職不補充を継続しながら、最終的に全面外部委託とします。

また、「ごみ収集業務」は、前述のとおり家庭ごみ収集について市内の4分の1の範囲の外部委託を継続します。

② 直営で継続する業務

機動的な勤務が必要となる上、厳格な守秘義務が必要である「公用車運転管理業務」及び子ども一人ひとりの発育や健康状態に応じた離乳食・幼児食、アレルギー・アトピー等への配慮、食中毒の防止等の安全・衛生面の配慮、栄養面等、あらゆる観点で水準の維持及び向上を図り、私立施設を牽引する責務がある「認定こども園・保育所調理業務」は引き続き直営とし、欠員については、他の現業職場からの受入や採用により計画的に補充します。

また、学校教育法及び学校教育法施行規則において配置等が規定されている「学校事務員業務」については、補助的業務を中心としたものに整理した上で、会計年度任用職員による直營業務とします。

なお、とくしま動物園では、従来の「動物飼育業務」に加え、動物の研究発表や飼育診療等にも携われる、より専門的な飼育知識や施設運営への企画力を備えた人材が必要となってきたことから、令和5年度(2023年度)から専門知識を有する者を「動物飼育技師」として採用しています。

③ 継続検討する業務

新たな一般廃棄物中間処理施設の運営方法が影響する「ごみ処理施設管理業務」、施設整備を含め、処理のあり方を検討中の「し尿処理施設管理業務」、建設業の急激な人件費の上昇により、将来的なコストメリットが判断しがたい「道路パトロール業務」と同業務と一体化を検討する「街路樹管理業務」及び中学校給食の外部委託の状況を見極めながら検討する「小学校給食調理業務」については、職員体制の見直し等により退職不補充を継続しながら、継続検討することとします。

また、「下水道処理施設管理業務」については、退職不補充を継続しながら、官民連携を活用して継続検討することとします。

(8) 適正化の方針

本市の職員数は、類似団体と比較した場合には、部門別の職員数の不均衡が目立ち、全体数でも上回っている状況にあります。年々、多様化・複雑化する行政需要に対し、人口減少に伴う人手不足が深刻化する中、必要なマンパワーを確保するために苦慮している状況もあります。

今後は、持続可能な質の高い市民サービスを提供していくため、引き続き計画的な定員管理を行いながら、組織及び定員の最適化を図るとともに、必要な部門には重点的に職員を配置し、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

また、限られた人員の有効活用を図るため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、職員を支える職場環境の充実を図るとともに、個々の職員力の強化を推進します。

なお、全部局における適正化の大前提として、余剰人員が生じた場合でも整理退職は行わないこととします。

(9) 適正化の期間

令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間とします。

(10) 対象職員・対象部門

- ① 対象職員：一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となる職員（ただし、再任用職員を除く。）
- ② 対象部門：全部局（ただし、上下水道局、交通局、病院局を除く。）

(11) 適正化の方法等

① DX化及び外部委託の推進

コストの削減や業務負担の軽減を図るため、ICTやAIなどデジタル技術の活用等を推進し、業務の効率化を図ります。

また、限られた人員を有効活用し、必要度・重要度の高い事務事業に対して定員の再配分を行うため、引き続き、職員体制の見直しを行うとともに、窓口業務や内部管理事務についてBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の導入を検討するなど、「民間にできることは民間に」の考え方にに基づき、あらゆる分野において、市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら外部委託(アウトソーシング)等を推進します。

② 多様な主体との連携強化

多様化・複雑化する住民ニーズに対し、本市の関係団体や民間企業が持つ活力やノウハウ、最新の技術を積極的に取り入れることで市民サービスの向上を図るとともに、包括連携協定の締結など公民連携をこれまで以上に推進し、効果的な事業の実施や地域課題の解決に努めます。

③ 施設のあり方の見直し

環境の変化や市民の価値観の変容などとともに設置目的や役割の薄れた施設については、統廃合や民営化を検討するとともに、集約、民間への部分委託などの見直しを図りながら、効果的で効率的な運営に努めます。

④ 人材の確保と活用

採用試験制度を適宜見直し、受験者数の拡大を図るとともに、定年年齢引上げの影響による退職者数の増減に対し、採用者数を平準化することで有為な人材を安定的に確保します。

また、行政需要の拡大に的確に対応するため、専門的な知識や技術を持つ任期付職員を採用するとともに、役職定年を迎えた知識や経験が豊富な高齢期職員や再任用職員等を有効に活用し、業務体制の強化を図ります。

⑤ 職員力の強化と働き方改革の推進

組織を構成する職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、人材の育成に努め、職員の意識改革と自己研鑽意欲の向上に取り組みます。

また、生産性の向上につなげるため、時間外勤務の縮減や年次休暇等の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員が心身ともに健康に働ける職場環境の充実に取り組みます。

加えて、新たな取組として、育児休業の取得促進と、育児休業者が所属する職場の円滑な業務執行を図るため、育児休業者の業務を代替する職員に正規職員の配置を検討します。

⑥ 組織及び業務体制の見直し

働き方改革やDX化を推進しながら、計画的な定員管理を行うため、組織や業務体制の見直しに取り組み、職員配置の適正化を推進します。

(12) 目標数値

職員の退職状況や類似団体の職員数等を考慮し、年度別・部門別職員数の目標数値を次のとおり定めます。

■ 年度別・部門別職員数の目標数値（各年度4月1日現在）

（単位 人）

| 区分 | | 基準年 | 予定職員数 | | | |
|------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 一般行政 | 一般行政(福祉関係除く) | 633 | 641 | 636 | 639 | 636 |
| | 福祉関係(民生・衛生) | 692 | 698 | 696 | 701 | 697 |
| | 小計 | 1,325 | 1,339 | 1,332 | 1,340 | 1,333 |
| 特別行政(教育・消防) | | 631 | 626 | 618 | 605 | 588 |
| 国保事業その他 (介護保険・後期高齢者医療事業等) | | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 合計 | | 2,046 | 2,055 | 2,040 | 2,035 | 2,011 |
| 対前年度増減数 | | — | 9 | ▲15 | ▲5 | ▲24 |
| 累計 | | — | 9 | ▲6 | ▲11 | ▲35 |

※企業局への出向職員及び交通局廃止に伴う交通局からの受入職員は含まない。

第5章 計画の進捗管理

1 推進方法

行政運営方針を基本とした「行財政運営基本方針」に基づき、具体的な取組内容とする実施計画を定め、可能な限り、目標数値を設定し、着実に取組を推進していきます。

2 推進体制

(1) 行財政改革推進本部

市長を本部長とする行財政改革推進本部（部局長等で構成）を中心に、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むとともに、進行管理を行い、計画を着実に推進します。

(2) 市民会議

学識経験者や各種団体代表者等で構成される行財政改革推進市民会議を開催し、進捗状況について専門的見地や市民目線での意見をいただき、取組の見直しや改革の推進につなげます。

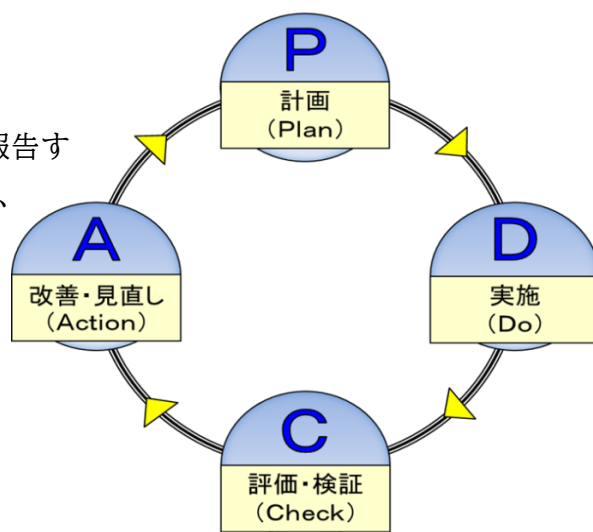
3 進行管理

(1) PDCA

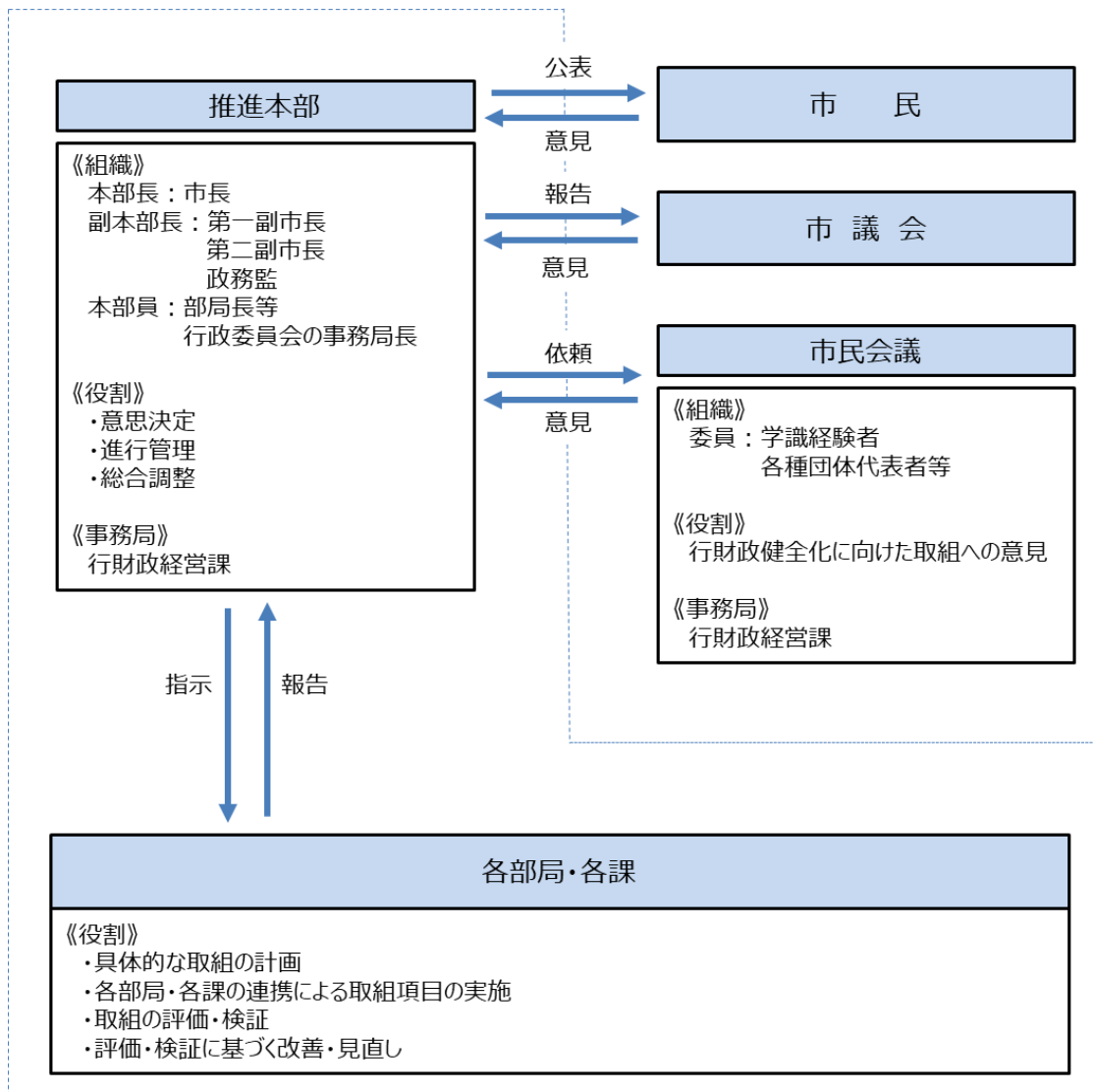
- ① 計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルにより、進行管理を行います。
- ② 年度ごとに個々の取組の進捗状況や取組内容について、評価・検証（Check）し、必要に応じた改善・見直し（Action）を行い、計画（Plan）に反映させることにより、取組内容の充実を図ります。

(2) 進捗状況の公表

進捗状況については、市議会へ報告するとともに、ホームページを通じて、分かりやすく市民に公表します。



(3) 推進体制図



4 SDGsの推進

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年(2030年)を年限とする世界共通の17の目標です。

「SDGs」は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても国を挙げて積極的に取り組んでいます。そして、「SDGs」を全国的に実施するには、地域における積極的な取組が不可欠であり、地方自治体に対しても大きな期待が寄せられています。

これらの流れを汲み、本市の最上位計画である総合計画に掲げる各施策も「SDGs」に寄与するよう関連付けられていることから、新プランに掲げる取組項目についても、「SDGs」の達成に向けた具体的な取組として位置付けることとします。



出典：「国際連合広報センター」HP

第2部

実施計画

第6章 戦略的に取り組む項目

行財政運営の推進に当たっては、基本構想の3つの基本方針に基づき、戦略的に取り組む8つの項目を設定します。

基本 方針

1

持続可能な市民サービスの構築

戦略1 市政の透明化

- 市政情報を多くの人に分かりやすく、効果的に伝えるため、SNS等を活用した積極的な情報発信に努めるとともに、市政の透明化を図ります。
- 行政が持つ情報を市民と共有することで、市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民の意見を市政に反映します。

戦略2 窓口サービスの利便性の向上

- 行政サービスのDX化や、フロントヤード（住民との接点）の多様化・充実化を促進し、来庁が不要なサービスや手続き時間の短縮など、更なる行政サービスの向上に努めます。
- 支所と本庁をつなぐリモート窓口など、オンラインを活用し市民サービスの向上を図るとともに、市民ニーズに応える持続可能で効率的な窓口の構築を検討します。
- 公金収納におけるキャッシュレス決済など、多様な支払方法の導入を推進し市民の利便性向上に取り組むとともに、業務の効率化を図ります。

戦略3 サービス規模・水準と受益者負担の適正化

- 人口構造の急激な変化や、住民の価値観・生活様式の変容に対応し、持続可能な市民サービスを提供するための方法や水準・規模などを検討し、適正化を図ります。
- 総合管理計画に基づく、類似施設の統廃合など再配置の検討を実施し、規模の適正化（需給管理）を推進することで、持続可能な行政サービスの構築を図ります。
- 将来にわたり質の高い市民サービスの提供をしていくため、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、費用対効果を検証し使用料や手数料等の料金設定について見直します。

戦略4 歳入の拡大

- 市税の課税客体の把握に努めるとともに、多様な納付方法の導入などにより更なる徴収率の向上を図り、自主財源の充実に取り組みます。
- 統廃合された公共施設などの未利用財産や、用途廃止された法定外公共物については、積極的に処分や効果的な活用に努めるとともに、利用価値のある不用物品は、売却します。
- 基金の効率的な運用や、国・県の補助金獲得、有利な市債の活用による財政負担の軽減を図るとともに、ふるさと応援寄附金の拡大による多様な財源の確保に取り組みます。

戦略5 歳出の抑制

- 常にEBPMによるワイズスペンディングを徹底した予算編成を行うとともに、一般会計から他会計への繰出金を抑制するために、特別会計・企業会計の経営基盤の強化に努めます。
- 公金取扱手数料の有料化に伴い、支出方法や収納方法の見直しに努めます。
- 市民ニーズや社会環境の変化を的確に捉え、事業の必要性・実施主体・サービス提供手法等の検討を行うとともに、行政評価を実施し、施策と事業の効果的な見直しを行います。
- 老朽化する公共施設等の維持管理等に多額の費用が見込まれる中で、財政負担の軽減や平準化を図るため、人口減少などの社会構造の変化を見据えた計画的な公共施設等の適正管理に取り組みます。

戦略6 内部事務の効率化

- ペーパーレス会議システムの運用拡大によるコストの削減や、生成A Iの導入検討を行い、業務活用による事務の負担の軽減を図るとともに、電子決裁を導入することで、更なる内部事務の効率化を図るなど、デジタル化を推進します。
- 限られた人的資源を職員自らが担うべき業務に配置し、職員配置の最適化を図るため、窓口業務や内部管理事務のB P Oを推進し、効率的な組織体制を構築します。

戦略7 多様な主体との連携

- 産官学連携をはじめ多様な主体と連携することで、民間等のノウハウや技術を活用して本市が抱える様々な課題の解決を図り、効率的な事業実施に努めます。
- 多様化・複雑化する課題や住民ニーズに対し、近隣市町村と連携することで課題解決に取り組み、福祉・環境・防災・まちづくりなど、住民ニーズに合った各種サービスの提供に努めます。

戦略8 職員配置の適正化

- 今後の方向性が決まらないまま、退職不補充を継続する現業職場等について、サービス水準の維持及び向上と経費削減の両面から、今後の事業実施方法を整理します。
- 行政需要の拡大に的確に対応できる重点的な職員配置を行うため、役職定年を迎えた経験等が豊富な職員の有効活用や、専門的な知識や技術を持つ任期付職員の人材確保に努めます。
- 人的資源の有効活用を図るため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、職員を支える職場環境の充実を図るとともに、個々の職員力の強化に取り組み、人材育成を図ります。
- 生産性の向上につなげるため、職員が心身ともに健康に働けるようワーク・ライフ・バランスの向上に取り組み、時間外勤務の縮減や育児休業取得者の増加に努めます。

1 体系図

| 基本理念 | 基本方針 | 戦略 | 取組項目 | | |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|--|--|---|
| 質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営の実践 | 持続可能な市民サービスの構築 〔基本方針1〕 | 戦略1 市政の透明化 | 1 積極的な情報発信 2 広聴機能の充実 3 市民参加の推進 | | |
| | | 戦略2 窓口サービスの利便性の向上 | 4 行政サービスのDX化 5 フロントヤード改革 6 支所のあり方 7 キャッシュレス決済の導入推進 | | |
| | | 戦略3 サービス規模・水準と受益者負担の適正化 | 8 地域公共交通の整備 9 小中学校のあり方(適正規模・適正配置等) 10 就学前教育・保育施設のあり方(幼保再編) 11 一般廃棄物処理施設のあり方 12 公営住宅のあり方 13 他の公共施設のあり方(公共施設再配置計画の推進) 14 受益者負担の適正化 | | |
| | | 健全な財政基盤の確立 〔基本方針2〕 | 戦略4 歳入の拡大 | 15 自主財源の確保 16 基金の有効活用 17 未利用財産の有効活用 18 ふるさと応援寄附金の拡大 19 交付税算入のある有利な市債の活用 | |
| | | | 戦略5 歳出の抑制 | 20 効率的な予算編成 21 行政評価の推進(事務事業の見直し) 22 他会計繰出金の抑制 23 公金取扱手数料の削減 24 公共施設及びインフラの計画的な維持管理 | |
| | | | 行政運営機能の強化 〔基本方針3〕 | 戦略6 内部事務の効率化 | 25 内部事務のDX推進 26 窓口業務等のBPO導入推進 |
| | | | | 戦略7 多様な主体との連携 | 27 官民連携の推進 28 広域連携の推進 |
| | | | | 戦略8 職員配置の適正化 | 29 現業職場のあり方 30 優秀な人材の確保・育成 31 働き方改革の推進 32 定員適正化計画の推進 |

2 取組項目一覧

基本方針及び戦略に基づく実施計画として、計画期間中に具体的にどのように取り組むかを示す「3 2の具体的な取組項目」を定めます。

| 基本方針 | | 1 | | 持続可能な市民サービスの構築 | | |
|---------|--------------------------|---------------------------------|---------------------|----------------|------------------|------------------|
| 戦略 1 | 戦略 1 市政の透明化 | | | | | |
| | 1 | 積極的な情報発信 | | | | |
| | | (1) | 市政情報の広報機能充実 | | | 広報広聴課 |
| | (2) | 情報公開制度の適正運用 | | | 総務課 | |
| 2 | 広聴機能の充実 | | | | 広報広聴課 | |
| 3 | 市民参加の推進 | | | | 総務課 | |
| 戦略 2 | 戦略 2 窓口サービスの利便性の向上 | | | | | |
| | 4 | 行政サービスのDX化 | | | | |
| | | (1) | 市民通報システムの導入 | | | 広報広聴課 |
| | (2) | 市民のDXサービス利用促進 | | | 広報広聴課 | |
| | 5 | フロントヤード改革 | | | | |
| | | (1) | コールセンター（オンライン窓口）の導入 | | | 市民生活相談課 |
| | (2) | アナログ規制の点検・見直し | | | 行財政経営課 | |
| | 6 | 支所のあり方 | | | | 住民課 |
| | 7 | キャッシュレス決済の導入推進 | | | | |
| | | (1) | 税金等の納付方法拡大 | | | 会計課 |
| (2) | 窓口のキャッシュレス決済の導入 | | | デジタル推進課 | | |
| 戦略 3 | 戦略 3 サービス規模・水準と受益者負担の適正化 | | | | | |
| | 8 | 地域公共交通の整備 | | | | |
| | | (1) | 持続可能な公共交通の再構築 | | | 地域交通課 |
| | (2) | 交通局の廃止と市長部局への路線移行 | | | 交通局 | |
| | 9 | 小中学校のあり方（適正規模・適正配置等） | | | | 学校教育課 |
| | 10 | 就学前教育・保育施設のあり方（幼保再編） | | | | 子ども政策課、 学校教育課 |
| | 11 | 一般廃棄物処理施設のあり方 | | | | |
| | | (1) | 一般廃棄物中間処理施設の整備 | | | 環境施設整備室 |
| | | (2) | し尿処理施設のあり方 | | | 環境施設整備室 |
| | | (3) | 一般廃棄物会計基準の導入 | | | 環境政策課 |
| | (4) | 東西環境事業所施設管理業務のあり方 | | | 東西環境事業所 環境政策課 | |
| | 12 | 公営住宅のあり方 | | | | 住宅課 |
| | 13 | 他の公共施設のあり方 （徳島市公共施設再配置計画の推進） | | | | 財産管理活用課 |
| | 14 | 受益者負担の適正化 | | | | |
| (1) | | 証明書交付手数料の見直し | | | 住民課 | |
| (2) | 施設使用料等の適正化 | | | 財政課 | | |

**基本
方針 2**

健全な財政基盤の確立

| 戦略 | | 歳入の拡大 | |
|---------|----|--|---|
| 戦略 4 | 15 | 自主財源の確保 | |
| | | (1) 市税課税客体の把握 | 市民税課、資産税課 |
| | | (2) 市税等徴収率の向上 | 納税課、保険年金課、 高齢介護課、 子ども保育課、住宅課 |
| | 16 | 基金の有効活用 | 財政課 |
| | 17 | 未利用財産の有効活用 | |
| | | (1) 用途廃止された建物・ 土地の売却処分や有償貸付 | 財産管理活用課 |
| | | (2) 不用物品の売却処分 | 契約監理課 |
| | 18 | ふるさと応援寄附金の拡大 | 企画政策課 |
| | 19 | 交付税算入のある有利な市債の活用 | 財政課 |
| 戦略 | | 歳出の抑制 | |
| 戦略 5 | 20 | 効率的な予算編成 | 財政課 |
| | 21 | 行政評価の推進（事務事業の見直し） | 企画政策課、財政課 |
| | 22 | 他会計繰出金の抑制 | 財政課 |
| | 23 | 公金取扱手数料の削減 | 会計課 |
| | 24 | 公共施設及びインフラ （道路・橋りょう及び上下水道）の計画的な 維持管理 | 財産管理活用課 道路建設課 道路維持課 河川水路課 上下水道局 |

**基本
方針 3**

行政運営機能の強化


| | | | |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| 戦略 6 | 内部事務の効率化 | | |
| | 25 | 内部事務のDX推進 | デジタル推進課、総務課、人事課 |
| | 26 | 窓口業務等のBPO導入推進 | 行財政経営課、市民生活相談課 |
| 戦略 7 | 多様な主体との連携 | | |
| | 27 | 官民連携の推進 | SDGs推進室 |
| | 28 | 広域連携の推進 | 企画政策課 |
| 戦略 8 | 職員配置の適正化 | | |
| | 29 | 現業職場のあり方 | |
| | | (1) 小学校給食のあり方 | 体育保健給食課 |
| | | (2) 道路パトロール業務のあり方 | 道路維持課 |
| | 30 | 優秀な人材の確保・育成 | |
| | | (1) 人材確保 | 人事課、行財政経営課 |
| | | (2) 人材育成の推進 | 人事課 |
| | | (3) コンプライアンスの徹底 | コンプライアンス推進室 |
| | 31 | 働き方改革の推進 | 人事課、職員厚生課、行財政経営課 |
| 32 | 定員適正化計画の推進 | 行財政経営課 | |

3 取組項目詳細

32 の取組項目は、次のとおりです。

なお、表の凡例については、以下のとおりです。

<凡例>

| | | | | | |
|-----------|---|----|------|------|-------|
| 取組項目 | 31 働き方の推進  | | | | |
| 取組担当 | 行財政経営課 | | | | |
| 取組目的 | 〇〇〇 | | | | |
| 取組内容 | ① ××× ② ▲▲▲ ③ △△△ | | | | |
| 取組目標 | 効果的な配置基準を策定する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 条例の改正 | 実施 | | → | → | |
| ② 試験的に配置 | 検討 | 実施 | 拡大 | → | |
| ③ 配置基準の検討 | 検討 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 試験的な配置人数 | — | 2人以上 | 5人以上 | 10人以上 |

基本方針、戦略の達成に向けて取り組む、具体的な取組名称です。

取組が目標に寄与するSDGsのゴールのアイコンを示しています。

取組の中心となる担当課等を記載しています。

取組の目的を記載しています。

目的を達成するための具体的な方策・手段を記載しています。

取組に対する目標を記載しています。

取組工程に対する年度毎の計画を、下の表の分類で示しています。



取組内容に対する具体的な手段、方法を記載しています。

取組内容又は取組工程に対して設定した指標と年度毎の目標値(指標や目標数値が設定できるもののみ)を記載しています。

| | |
|-------|--|
| 調査研究 | ・ 検討に向けた調査や研究等の準備、調整を行う場合 など |
| 検討 | ・ 具体的な実施内容等について検討する場合 ・ 実施に向けた準備、調整等を行う場合 ・ 制度や計画を見直し、又は新たに策定する場合 など |
| 検討／実施 | ・ 実施に向けて検討を行いながら、準備が整ったものから順次実施する場合 など |
| 実施 | ・ 取組目標が、その期間におおむね達成できる場合 ・ 見直し又は新たに策定した計画や制度の内容をその期間に実施する場合 など |
| 拡大 | ・ 実施後、その内容や対象範囲等を段階的に拡大・充実する場合 など |

【基本方針1】持続可能な市民サービスの構築

戦略1 市政の透明化

| | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------|---------|---------|---|---|
| 取組項目 | 1 積極的な情報発信 (1) 市政情報の広報機能充実 | | | |  |  |
| 取組担当 | 広報広聴課 | | | | | |
| 取組目的 | 市政情報を、多くの人に分かりやすく、効果的に伝えるため、SNS等を活用した積極的な情報発信に努める。 | | | | | |
| 取組内容 | ① ICT(情報通信技術)を活用した情報発信を推進する。 ② 災害時における効果的な広報を実施する。 ③ 障害者向けの広報媒体を充実する。 | | | | | |
| 取組目標 | ① 時間・場所を問わず、手軽に市政情報が得られるようにする。 ② 災害・緊急情報を迅速に発信する。 ③ 市政情報をより多くの人に分かりやすく伝える。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| ① 広報紙のデジタルブック化や公式SNSを活用した広報の充実 | 実施 | → | → | → | | |
| ② 災害時ホームページの作成、運用 | 実施 | → | → | → | | |
| ③ 音訳版・点字版広報紙の発行や、聴覚障害者に配慮した記者会見動画の作成 | 実施 | → | → | → | | |
| 取組指標と目標数値 | 徳島市公式LINE友だち登録者数 【R5実績 22,000人】 | 24,000人 | 25,000人 | 26,000人 | 27,000人 | |

| | | | | | | |
|-----------|--|------|------|------|---|---|
| 取組項目 | 1 積極的な情報発信 (2) 情報公開制度の適正運用 | | | |  |  |
| 取組担当 | 総務課 | | | | | |
| 取組目的 | 積極的に行政情報を公開し、市政の透明化を図るため、情報公開制度の適正運用を推進する。 | | | | | |
| 取組内容 | ① 積極的な情報の公表と提供を推進する。 ② 情報公開制度の周知をより徹底させ、制度の運用の充実を図る。 ③ 公文書公開請求のオンライン手続を可能にすることで、手続を容易にし、市政運営の透明化を図る。 | | | | | |
| 取組目標 | ① 更なる積極的な行政情報の提供を図り、市民が必要とする行政情報の取得・利用を推進する。 ② 職員に対する制度周知を徹底させ、情報公開制度の運用の充実を図る。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | ① 積極的な情報の公表及び提供 | 実施 | → | → | → | |
| | ② 情報公開制度の周知徹底及び制度運用の充実 | 実施 | → | → | → | |
| | ③ 公文書公開請求のオンライン手続の導入 | 調査研究 | 検討 | → | 実施 | |
| 取組指標と目標数値 | 公開請求文書の自主的な公開数 【R6実績 0件】 | 1件 | 2件 | 2件 | 2件 | |
| 取組指標と目標数値 | 累計研修参加者数 (R3以降) 【R6累計 70人】 | 95人 | 125人 | 155人 | 185人 | |
| 取組指標と目標数値 | オンラインによる請求の割合 【R10新規事業】 | — | — | — | 5% | |



| | | | | | | | |
|-------------------|--|----|----|-----|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 取組項目 | 2 広聴機能の充実 | | | | 10 人々の不平等をなくそう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 取組担当 | 広報広聴課 | | | | | | |
| 取組目的 | 市政への関心を高め、参画を促進していくため、市民の幅広い意見を聴取する機会の充実を図る。 | | | | | | |
| 取組内容 | 市民ポストや市政へのメールに寄せられた意見と、それに対する本市の対応を公表する「市民の声」の見える化に取り組む。 | | | | | | |
| 取組目標 | 市政への意見とその対応について、ホームページ上に「市民の声」として公表する。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | | |
| ホームページへの「市民の声」の掲載 | 実施 | → | → | → | | | |




| | | | | | | | |
|--------------------|---|---------|---------|---------|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 取組項目 | 3 市民参加の推進 | | | | 10 人々の不平等をなくそう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 取組担当 | 総務課 | | | | | | |
| 取組目的 | 市民の幅広い意見を市政に反映させるため、市民参加手続の積極的な周知・啓発を推進する。 | | | | | | |
| 取組内容 | ① 市民参加手続の積極的な周知・啓発を図る。 ② 市民参加手続の進行管理を行う。 | | | | | | |
| 取組目標 | 市民の幅広い意見を収集し施策に反映することにより、市政への参加意識を高める。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | | |
| ① 市民参加手続の積極的な周知・啓発 | 実施 | → | → | → | | | |
| ② 市民参加手続の進行管理 | 実施 | → | → | → | | | |
| 取組指標と目標数値 | 市民参加手続に関するホームページのPV数【R5実績 5,908PV】 | 6,000PV | 6,100PV | 6,200PV | 6,300PV | | |


戦略2 窓口サービスの利便性の向上



| | | | | | | | |
|------|--|----|----|----|---|---|---|
| 取組項目 | 4 行政サービスのDX化 (1) 市民通報システムの導入 | | | |  |  |  |
| 取組担当 | 広報広聴課 | | | | | | |
| 取組目的 | 市有施設等の不具合を、市民等からの素早く正確な通報により解決するため、新たに市民通報システムを導入する。 | | | | | | |
| 取組内容 | 市が管理する道路・公園設備の故障等をスマートフォンやパソコンから通報できるサービスを導入する。 | | | | | | |
| 取組目標 | 修繕等の要望とその対応状況について、市ホームページで公表する。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| | ① 市民通報システムの導入 | 検討 | 実施 | 拡大 | → | | |
| | ② 市ホームページにおける修繕等の要望及び対応状況の公表 | 検討 | 実施 | → | → | | |


| | | | | | | | |
|-----------|--|----|----|----|---|---|---|
| 取組項目 | 4 行政サービスのDX化 (2) 市民のDXサービス利用促進 | | | |  |  |  |
| 取組担当 | 広報広聴課 | | | | | | |
| 取組目的 | 市民のデジタルサービス利用を促進するため、行政サービスのデジタル化の充実と環境の整備を図る。 | | | | | | |
| 取組内容 | 各課の窓口業務等のうち、デジタル化された業務を、徳島市公式LINEに装備する。 | | | | | | |
| 取組目標 | DXサービスの利用を促進することで、市民の利便性の向上を図る。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| | DX化された行政サービスの徳島市公式LINEへの装備 | 検討 | → | 実施 | 拡大 | | |
| 取組指標と目標数値 | LINEへ装備した行政サービスの件数【令和9新規事業】 | — | — | 2件 | 2件 | | |

| | | | | | | |
|------------|--|----|----|-----|---|---|
| 取組項目 | 5 フロントヤード改革 (1) コールセンター(オンライン窓口)の導入 | | | |  |  |
| 取組担当 | 市民生活相談課 | | | | | |
| 取組目的 | 市民にとって便利で分かりやすい市役所とするため、代表電話の機能強化を図る。 | | | | | |
| 取組内容 | 市役所への電話による問い合わせをコールセンターとして、できるだけ集約し、機能強化することで、市民の利便性向上を図るとともに、担当課への問い合わせを減らし、事務の効率化を図る。また、コールセンターでのオンライン対応についてもあわせて検討する。 | | | | | |
| 取組目標 | 令和9年度にコールセンターを開設する。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| コールセンターの導入 | 調査 研究 | 検討 | 実施 | → | | |



| | | | | | |
|---------------|--|---|-----------|-----|------|
| 取組項目 | 5 フロントヤード改革 (2) アナログ規制の点検・見直し |    | | | |
| 取組担当 | 行財政経営課 | | | | |
| 取組目的 | <p>法制度やルールが多くはデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としており、デジタル化やデジタル技術の活用を阻害する一因となっている。</p> <p>行政手続を簡素化し、フロントヤードの多様化・充実化を促進するため、アナログ規制の点検・見直しを実施する。</p> | | | | |
| 取組内容 | <p>① 規制の点検・見直しの方針を策定する。</p> <p>② 全庁に照会をかけ、規制の洗い出し及び見直しの可否について検討する。</p> <p>③ 規定を改正し、デジタル技術の活用・代替の可能性等を検討しつつ運用等必要な見直しを行う。</p> | | | | |
| 取組目標 | <p>① 全庁的に規制の洗い出し及び見直しの可否について検討し、令和10年度までに全ての規制の見直しを実施する。</p> <p>② 規制の見直しによって業務が合理化されることで、規制の対象者・関係者の利便性や生産性の向上、人手不足の解消を図り、社会全体のデジタル化を促進する。</p> | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | アナログ規制の見直し方針の策定 | 実施 | → | → | → |
| ② | 規制の洗い出し及び見直し | | 検討／ 実施 | → | → |
| ③ | 条例等の改正及び運用の変更 | | 検討／ 実施 | → | → |
| 取組指標と 目標数値 | 検討対象の規制・条項等のうち、見直しを行った割合 【R8新規事業】 | 0% | 30% | 60% | 100% |



| | | | | | |
|---------------------|---|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 6 支所のあり方 | | | |  |
| 取組担当 | 住民課 | | | | |
| 取組目的 | 人口減少の深刻化や生活様式の変容に合わせ、持続可能な行政サービスの提供方法を見直すため、支所のあり方について検討する。 | | | | |
| 取組内容 | ① 支所に遠隔相談支援システム等を導入し、オンラインで住民課と支所をつなぐことで市民サービスの向上を図る。 ② 全国的な動向を調査・研究し、支所のあり方について地域や利用者と協議を行い今後のあり方を検討する。 ③ あり方(方針)に基づき、見直しを段階的に進める。 | | | | |
| 取組目標 | 市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら、支所のあり方について検討し、見直しを進める。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 支所への遠隔相談支援システムの導入 | 検討 | 実施 | → | → | |
| ② 支所のあり方の見直し | 調査研究 | → | 検討 | 実施 | |




| | | | | | | |
|-----------|---|-----|------|------|---|---|
| 取組項目 | 7 キャッシュレス決済の導入推進 (1) 税金等の納付方法拡大 | | | |  |  |
| 取組担当 | 会計課 | | | | | |
| 取組目的 | 公金収納における市民の利便性向上のため、キャッシュレス決済など多様な支払方法の導入を進める。 | | | | | |
| 取組内容 | ① 令和7年度に予算化及び財務会計システムの開発を行う。 ② 令和8年9月から道路占用料等の地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した公金収納を開始する。 ③ 令和8年度以降は地方税統一QRコードの活用対象拡大に合わせて、順次拡大していく。 | | | | | |
| 取組目標 | 公金収納による納付方法の拡大により、生活様式に合わせた納付方法を納付者が選択できるように、利便性の向上を図る。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | 地方税統一QRコードを活用した公金収納による納付方法の拡大 | 検討 | 実施 | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 地方税統一QRコードを活用した公金収納の種類 【R6実績 7種類】 | 7種類 | 15種類 | 20種類 | 25種類 | |



| | | | | | |
|-----------|--|----|-----|-----|---|
| 取組項目 | 7 キャッシュレス決済の導入推進 (2) 窓口のキャッシュレス決済の導入 | | | |  |
| 取組担当 | デジタル推進課 | | | | |
| 取組目的 | 窓口での手数料支払等にキャッシュレス決済を導入し、市民の利便性向上と業務の効率化を図る。 | | | | |
| 取組内容 | 窓口での手数料等の支払にキャッシュレス決済を導入する。 | | | | |
| 取組目標 | ① 令和7年度に導入の検討を行い、令和8年度に一部の窓口で導入する。 ② 令和8年度以降、導入効果を検証するとともに、利用できる窓口の拡大を検討する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | 窓口のキャッシュレス決済の導入 | 検討 | 実施 | 拡大 | → |
| 取組指標と目標数値 | キャッシュレス決済が利用できる窓口数 【R8新規事業】 | — | 1窓口 | 2窓口 | 3窓口 |

戦略3 サービス規模・水準と受益者負担の適正化


| | | | | | | |
|------|---|-------|----|----|---|---|
| 取組項目 | 8 地域公共交通の整備 (1) 持続可能な公共交通の再構築 | | | |  |  |
| 取組担当 | 地域交通課 | | | | | |
| 取組目的 | 持続可能な公共交通サービスを提供するため、公共交通の再構築を行う。 | | | | | |
| 取組内容 | ① 路線バス網の整理・再編を行う。 ② 公共交通不便地域の減少に向けて、既存の地域自主運行バスの運行維持を支援するとともに、新たな地域自主運行バスの導入支援を行う。 ③ 市長部局が、交通局から交通局路線の移行を受けて民間事業者に運行委託する。 | | | | | |
| 取組目標 | 交通局の廃止を含めた公共交通の再構築に向けて、検討及び準備・調整を行い、令和11年度から展開する。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | ① 路線バス網の整理・再編 | 検討／実施 | → | → | → | |
| | ② 公共交通不便地域の減少に向けた取組 | 検討／実施 | → | → | → | |
| | ③ 交通局路線の受入・委託 | 検討／実施 | → | → | → | |

| | | | | | | |
|------|---|-------|----|----|---|---|
| 取組項目 | 8 地域公共交通の整備 (2) 交通局の廃止と市長部局への路線移行 | | | |  |  |
| 取組担当 | 交通局 | | | | | |
| 取組目的 | 令和10年度末をもって徳島市交通局を廃止することから、市長部局への段階的な路線の移行を継続し、利用者の利便性確保や公共交通サービスの維持を図る。 | | | | | |
| 取組内容 | 「徳島市交通局経営計画」の「後期経営計画」に定めた取組施策の着実な推進を図り、路線移行においては市長部局による路線の整理・再編と連動し、関係機関等とともに十分に協議・連携しながら、残る交通局維持管理路線を市長部局へ適切に引き継ぐ。 | | | | | |
| 取組目標 | 利用者の利便性ができる限り損なわれることのないよう、路線の移行を行う。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | 市長部局への路線移行 (R11.3交通局廃止) | 検討／実施 | → | → | → | |




| | | | | | |
|---------------------------------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 9 小中学校のあり方(適正規模・適正配置等) | | | |    |
| 取組担当 | 学校教育課 | | | | |
| 取組目的 | 人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、適切な教育環境を整えるため、市内の小・中学校の適正配置等について検討する。 | | | | |
| 取組内容 | <p>① 学識経験者、地域の代表等で構成する徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会を設置し、教育委員会からの諮問に応じ、小中学校の適正規模・適正配置等について調査審議した後、答申する。</p> <p>② 検討委員会からの答申を受け、教育委員会において「学校適正規模・適正配置基本方針」を策定する。</p> <p>③ 方針を踏まえ学校規模の適正化に向けた具体策を検討した上で計画を策定し、順次、施設整備に着手する。</p> | | | | |
| 取組目標 | 本市の子どもたちの教育環境をより良くすることを目的に、人口減少・少子化への対応、学校施設の老朽化対策、将来財政負担の軽減及び地域の実情等を踏まえた持続可能な教育環境の整備に取り組み、学校教育の充実を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の開催 | 実施 | | | | |
| ② 教育委員会における「学校適正規模・適正配置基本方針」の策定 | 実施 | | | | |
| ③ 学校規模の適正化に向けた具体策の計画策定 | | 検討 | → | → | |

| | | | | | |
|-----------|--|---|------|------|-----------------------|
| 取組項目 | 10 就学前教育・保育施設のあり方 (幼保再編) |    | | | |
| 取組担当 | 子ども政策課・学校教育課 | | | | |
| 取組目的 | 地域のセーフティネットとしての役割を果たすため、市立保育所及び幼稚園を今後10年間を目途に中学校区におおむね1か所の認定こども園へ集約していく。 | | | | |
| 取組内容 | 令和7年度から令和12年度までの6年間は「第2期市立教育・保育施設再編計画」に基づき進めていく中で、少子化の急激な進行などの状況を的確に捉え、次期再編計画に向けた検討を行っていく。 | | | | |
| 取組目標 | 加茂名中学校区では市立認定こども園1施設、私立認定こども園1施設に、上八万中学校区、応神中学校区及び川内中学校区では、それぞれ市立認定こども園1施設に再編していく。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | ① 幼保再編の推進 | 実施 | → | → | → |
| | ② 次期再編計画の骨子の策定 | | 検討 | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 市立保育所及び認定こども園の施設数 【R6施設数 21施設】 | 20施設 | 20施設 | 20施設 | 18(1) [※] 施設 |
| 取組指標と目標数値 | 市立幼稚園の施設数 【R6施設数 12施設】 | 11施設 | 11施設 | 11施設 | 10施設 |



※分園数



| | | | | | |
|----------------|---|---|----|-----|--|
| 取組項目 | 11 一般廃棄物処理施設のあり方 (1) 一般廃棄物中間処理施設の整備 |  | | | |
| 取組担当 | 環境施設整備室 | | | | |
| 取組目的 | 持続可能な市民サービスを提供するため、老朽化が進んだ東西環境事業所の焼却施設に代わる、新たな一般廃棄物中間処理施設を整備する。 | | | | |
| 取組内容 | ① 新施設の基本設計及び環境影響評価を実施する。 ② 基本設計の完了後、整備工事の事業者を選定し、整備工事に着手する。 | | | | |
| 取組目標 | 新施設の早期整備を目指す。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 一般廃棄物中間処理施設の整備 | 検討 | → | → | → | |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|--|----|-----|--|
| 取組項目 | 11 一般廃棄物処理施設のあり方 (2) し尿処理施設のあり方 |  | | | |
| 取組担当 | 環境施設整備室 | | | | |
| 取組目的 | 現在のし尿処理施設の老朽化が進んでいることや、合併浄化槽の割合が増えていることを踏まえ、将来にわたって安定的な処理体制を構築するため、し尿・浄化槽汚泥の処理のあり方を検討する。 | | | | |
| 取組内容 | 基本構想等の内容を踏まえ、今後のし尿・浄化槽汚泥の処理のあり方を検討する。 | | | | |
| 取組目標 | 今後のし尿・浄化槽汚泥の処理のあり方について、基本構想等で検討した内容を踏まえ、今後の方針を決定する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① し尿・浄化槽汚泥の処理のあり方についての方針の決定 | 実施 | | | | |
| ② 決定した方針に基づく具体的な計画の策定等 | | 検討 | → | → | |




| | | | | | |
|----------------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 11 一般廃棄物処理施設のあり方 (3) 一般廃棄物会計基準の導入 | | | |    |
| 取組担当 | 環境政策課 | | | | |
| 取組目的 | 市民のごみ減量意識の向上を図り、3R化を推進する。 | | | | |
| 取組内容 | 国の基準に基づいた「一般廃棄物会計基準」について、本市独自の積算による公表資料と比較検証し、導入に向けた検討を行う。 | | | | |
| 取組目標 | ごみ処理に係る経費について、効果的な公表の仕方を検討し、可視化を進めることで、市民のごみ減量に向けた意識醸成を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 「一般廃棄物会計基準」の導入 | 調査 研究 | 検討 | → | 実施 | |




| | | | | | |
|--------------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 11 一般廃棄物処理施設のあり方 (4) 東西環境事業所施設管理業務のあり方 | | | |   |
| 取組担当 | 東西環境事業所・環境政策課 | | | | |
| 取組目的 | 現有施設を適切に維持しながら、新施設への移行を円滑に実施するため、東西環境事業所施設管理業務の運営方法を見直す。 | | | | |
| 取組内容 | ① 施設管理業務のうち、部分委託が可能な業務を検討する。 ② 委託可能な業務について、段階的に業務委託を導入する。 | | | | |
| 取組目標 | 部分委託を段階的に進めることにより、将来の職員の配置転換や過員欠員の対応を極力抑える。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 施設管理業務の部分的委託 | 検討 | → | 実施 | → | |

| | | | | | |
|------|--|---|----|----|-----|
| 取組項目 | 12 公営住宅のあり方 |   | | | |
| 取組担当 | 住宅課 | | | | |
| 取組目的 | 人口減少や居住環境の変化を見据え今後の公営住宅の供給のあり方等を定め、それに基づいた取組を進めることにより、低所得者等の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 | | | | |
| 取組内容 | ① 公営住宅の必要戸数や立地、民間賃貸住宅等の借上げ等を含めた供給方法など今後の市営住宅のあり方について今後の方針を検討する。 ② 策定した方針を反映して公営住宅を供給する。 | | | | |
| 取組目標 | 今後の公営住宅の供給のあり方等に基づく取組を進めることにより、市の費用負担を抑えつつ、住宅に困窮する低所得者等に対して低廉な家賃で住宅を供給できる体制を構築する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | 今後の公営住宅の供給のあり方等の方針の策定 | 検討 | 実施 | | |
| ② | 方針を反映した公営住宅の供給 | | | 実施 | → |

| | | | | | |
|------|---|---|----|----|-----|
| 取組項目 | 13 他の公共施設※のあり方(公共施設再配置計画の推進) |   | | | |
| 取組担当 | 財産管理活用課 | | | | |
| 取組目的 | 人口減少などの社会構造の変化を見据え、持続可能な市民サービスを構築するため、公共施設の統廃合など再配置の検討を行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 他の公共施設について、再配置の一環として、機能が類似した施設の統廃合等の整理を行う。 ② 総合管理計画の改定内容(計画期間R9～R18年度)に、再配置の具体的な内容を盛り込む。 | | | | |
| 取組目標 | ① 他の公共施設について、統廃合等の整理を行うとともに、総合管理計画の改定後はその内容に沿った取組を行う。 ② 改定後の総合管理計画に「徳島市公共施設再配置計画〈方針編〉」の内容を反映させうえて、再配置の進捗管理を行う。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | 他の公共施設について、機能が類似した施設の統廃合などの整理 | 実施 | → | → | → |
| ② | 総合管理計画への再配置方針の反映 | 検討 | → | 実施 | → |

※取組項目9～12に係る施設を除く

| | | | | | |
|--------------|---|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 14 受益者負担の適正化 (1) 証明書交付手数料の見直し | | | |    |
| 取組担当 | 住民課 | | | | |
| 取組目的 | 持続可能な行政サービスの提供方法を検討するとともに、受益者負担の適正化を図るため、証明書交付手数料の見直しを検討する。 | | | | |
| 取組内容 | 窓口交付やコンビニ交付等、交付方法の違いによる費用負担を検証し、証明書交付手数料の見直しを検討する。 | | | | |
| 取組目標 | 令和10年度末までに手数料の見直しについて検討する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 証明書交付手数料の見直し | 調査 研究 | 検討 | → | → | |


| | | | | | |
|------------|--|----|----|-----|--|
| 取組項目 | 14 受益者負担の適正化 (2) 施設使用料等の適正化 | | | |    |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | 将来にわたり質の高い市民サービスの提供をしていくため、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、行政サービスの提供に必要なコストと料金のバランスを検証し、適切な負担を使用料・手数料等の料金設定に反映できるよう見直しを行う。 | | | | |
| 取組内容 | 「受益者負担の適正化に関する指針」に基づき、施設使用料等の見直しを実施する。 | | | | |
| 取組目標 | 社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、使用料・手数料等の料金設定について見直し、受益者負担の適正化を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 施設使用料等の適正化 | 検討 | 実施 | → | → | |

【基本方針2】健全な財政基盤の確立


戦略4 歳入の拡大

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (1) 市税課税客体の確保 | | | | |
| 取組担当 | 市民税課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源を確保し、健全な財政基盤を確立するため、市税の課税客体の把握に努める。 | | | | |
| 取組内容 | ① 給与支払報告書の未提出事業者等の調査及び法定調書(報酬・不動産)を活用した課税適正化事業を実施する。 ② 電子申告促進の推進のための広報及び未実施事業所への電子申告利用勧奨事業を実施する。 | | | | |
| 取組目標 | 市税課税客体の把握を徹底し、適性かつ公平な課税を行う。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 課税適正化事業の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ② 電子申告の推進 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 給与支払報告書の電子申告比率【R5実績 70.5%】 | 71.0% | 73.5% | 74.0% | 74.5% |

| | | | | | |
|------------------------|--|----|----|-----|--|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (1) 市税課税客体の把握 | | | | |
| 取組担当 | 資産税課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源を確保し、健全な財政基盤を確立するため、資産税の課税客体の把握に努める。 | | | | |
| 取組内容 | 適正な課税に向け、土地、家屋及び償却資産の調査を行う。 | | | | |
| 取組目標 | 課税客体の把握を徹底し、課税の適正性と公平性を確保する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 土地・家屋の現況地目調査、未登記調査等の実施 | 実施 | → | → | → | |



| | | | | | |
|-----------|--------------------------------------|--|-------|-------|-------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (2) 市税等徴収率の向上 |  | | | |
| 取組担当 | 納税課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源を確保し、健全な財政基盤を確立するため、市税の徴収率向上を図る。 | | | | |
| 取組内容 | 徴収対策の強化と差押財産の積極的な公売を実施する。 | | | | |
| 取組目標 | 徴収率を現年度分・滞納繰越分合計で令和10年度に98.2%にする。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | 納税コールセンターを活用した納付個別催告等の実施 | 実施 | → | → | → |
| ② | 差し押えた財産の公売の実施 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 市税徴収率 【R5実績 98.1%】 | 98.1% | 98.1% | 98.1% | 98.2% |



| | | | | | |
|-------------|--|--|-------|-------|-------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (2) 市税等徴収率の向上 |  | | | |
| 取組担当 | 保険年金課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源の確保と受益者負担の適正化のため、国民健康保険料の収納率向上を図る。 | | | | |
| 取組内容 | <p>① 財産調査を徹底し、財産の確認ができた者への差押え等の実施、および財産の確認ができなかった者への執行停止による徴収権の即時消滅を行う。</p> <p>② 多様な納付方法として地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した納付方法の導入を図る。</p> | | | | |
| 取組目標 | <p>① 現年度収納率を令和10年度までに94.2%にする。</p> <p>② 地方税統一QRコードを利用した納付方法について、令和8年9月までの導入を図る。</p> | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | ① 地方税統一QRコードを利用した納付方法の導入 | 調査研究 | 実施 | → | → |
| | ② 滞納処分の強化 | 検討 | 実施 | → | → |
| | ③ 未納者への効果的な納付勧奨の実施 | 検討 | → | 実施 | → |
| 取組指標と目標数値 | 現年度収納率【R5実績 92.4%】 | 93.1% | 93.5% | 93.8% | 94.2% |

| | | | | | |
|--------------------------|---|--|-------|-------|-------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (2) 市税等徴収率の向上 |  | | | |
| 取組担当 | 高齢介護課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源の確保と受益者負担の適正化のため、介護保険料の収納率向上を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① 特別徴収開始前(普通徴収)の滞納者に対する、積極的な臨戸訪問や納付相談等を実施する。 ② 多様な納付方法として地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した納付方法の導入を図る。 | | | | |
| 取組目標 | ① 現年度保険料収納率を令和10年度に99.0%にする。 ② 地方税統一QRコードを利用した納付方法について、令和8年9月までの導入を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 積極的な臨戸訪問や納付相談等の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ② 地方税統一QRコードを利用した納付方法の導入 | 調査研究 | 実施 | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 現年度収納率【R5実績 98.9%】 | 98.9% | 98.9% | 99.0% | 99.0% |

| | | | | | |
|-------------|--|--|-----------|-----------|------------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (2) 市税等徴収率の向上 |  | | | |
| 取組担当 | 子ども保育課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源の確保と受益者負担の適正化のため、保育料の収納率向上を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① 各施設の入園説明会等で口座振替依頼書を保護者に配布し、口座振替の個別勧奨を実施する。 ② 現金納付者や未納者に対する納付勧奨を適切に実施する。 | | | | |
| 取組目標 | ① 保育料の現年度収納率を令和10年度に100%にする。 ② 口座振替利用率を令和10年度に100%にする。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | 保護者に対する口座振替の個別勧奨の実施 | 実施 | → | → | → |
| ② | 現金納付者・未納者に対する納付勧奨の実施 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 現年度収納率 【R5実績 99.6%】 | 99.7% | 99.8% | 99.9% | 100% |
| 取組指標と目標数値 | 口座振替利用率 【R5実績 96.6%】 | 97.0% | 98.0% | 99.0% | 100% |

| | | | | | |
|-----------|---|-------|-------|-------|-------|
| 取組項目 | 15 自主財源の確保 (2) 市税等徴収率の向上 | | | | |
| 取組担当 | 住宅課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源の確保と受益者負担の適正化のため、住宅使用料の徴収率向上を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① 滞納が長期化する前に、滞納者に対し適切に対応する。 ② 口座振替加入を推進する。 | | | | |
| 取組目標 | ① 現年度徴収率を令和10年度に96.4%にする。 ② 口座振替利用率を令和10年度に59%以上にする。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | ① 滞納者に対する催告、法的措置等の実施 | 実施 | → | → | → |
| | ② 口座振替の推進 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 現年度徴収率 【R5実績 95.4%】 | 95.8% | 96.0% | 96.2% | 96.4% |
| 取組指標と目標数値 | 口座振替利用率 【R5実績 52.9%】 | 56.0% | 57.0% | 58.0% | 59.0% |

| | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|-------|---|
| 取組項目 | 16 基金の有効活用 | | | |   |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | 近年の厳しい財政状況のもと、歳入の拡大につなげるため、基金の効率的な運用を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① 基金の設置目的を踏まえた活用により、財政負担の平準化を図る。 ② 基金の確実かつ効率的な方法による積極的な外部運用を実施する。 | | | | |
| 取組目標 | 近年の厳しい財政状況のもとにおける行財政改革の一環として、金融情勢を的確に把握するとともに、多様な資金運用手段を検討し、効率的な運用を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | ① 財政負担の平準化 | 実施 | → | → | → |
| | ② 基金の外部運用 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 外部運用益額【R5実績 3,135千円】 | 前年度以上 | 前年度以上 | 前年度以上 | 前年度以上 |

| | | | | | |
|---|--|----------|----------|----------|---|
| 取組項目 | 17 未利用財産の有効活用 (1) 用途廃止された建物・土地の売却処分や有償貸付 | | | |   |
| 取組担当 | 財産管理活用課 | | | | |
| 取組目的 | 用途廃止された法定外公共物を含む未利用財産を有効に活用するため、積極的な処分及び売却を行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 未利用財産(用途廃止された法定外公共物を含む)の積極的な処分と効果的な活用を図る。 ② 総合管理計画の改定内容に、再配置の具体的な内容を盛り込む。[再掲] | | | | |
| 取組目標 | ① 国・県・市の3者による協議会や徳島市公有財産活用推進会議での協議により、未利用財産の早期処分や効果的な活用につなげる。 ② 未利用財産情報の本市ホームページへの掲載や民間不動産関係団体等との連携を行うことで、処分の促進につなげる。 ③ 情報連携により、財産管理の効率化を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 未利用財産(用途廃止された法定外公共物を含む)の積極的な処分と効果的な活用 | 実施 | → | → | → | |
| ② 未利用財産の情報提供の充実 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 未利用財産の処分数額 【R5実績 10,750千円】 | 19,000千円 | 20,000千円 | 21,000千円 | 22,000千円 |
| 取組指標と目標数値 | 未利用財産の有償貸付額 【R5実績 30,309千円】 | 30,460千円 | 31,000千円 | 31,500千円 | 32,000千円 |

| | | | | | | |
|---------------|---|----------|----------|----------|-------------------|------------------------|
| 取組項目 | 17 未利用財産の有効活用 (2) 不用物品の売却処分 | | | | 12 つくる元帳 つめる元帳 | 17 ハートマークで 目標を達成しよう |
| 取組担当 | 契約監理課 | | | | | |
| 取組目的 | 歳入を拡大し、健全な財政基盤を確立するため、利用価値のある不用物品を売却する。 | | | | | |
| 取組内容 | ① 高値の売却が期待できるKSI官公庁オークションを通して、不用となった公用車等を売却する。 ② オークションにはなじまないが、鉄くずとして価値がある備品類を積極的に売却する。 | | | | | |
| 取組目標 | 令和10年度の売却額の目標を11,500千円とする。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| 不用物品の売却 | 実施 | → | → | → | | |
| 取組指標と 目標数値 | 物品売払収入 【R5実績 9,000千円】 | 10,000千円 | 10,500千円 | 11,000千円 | 11,500千円 | |



| | | | | | |
|-------------------------|--|---------|---------|---------|---|
| 取組項目 | 18 ふるさと応援寄附金の拡大 | | | |   |
| 取組担当 | 企画政策課 | | | | |
| 取組目的 | 新たな財源を確保し、本市の魅力発信につなげるため、ふるさと応援寄附金の拡大を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① ふるさと納税(企業版を含む)の積極的なPRを行い、寄附件数及び寄附金額を増加させる。 ② SNSでの発信を行い、関係人口の増加につなげる。 | | | | |
| 取組目標 | ① 令和10年度に寄附件数(個人)を70,000件、寄附額(企業版含む)を14億円にする。 ② 徳島市公式LINEでのふるさと納税セグメント登録者を毎年50人増やす。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① ふるさと納税(企業版を含む)の積極的なPR | 実施 | → | → | → | |
| ② 定期的なLINE配信の実施 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 寄附件数(個人) 【R5実績 32,631件】 | 50,000件 | 57,000件 | 64,000件 | 70,000件 |
| 取組指標と目標数値 | ふるさと納税寄附額 【R5実績 7.2億円】 | 9.5億円 | 11億円 | 12.5億円 | 14億円 |
| 取組指標と目標数値 | LINEセグメント配信登録者数 | 450人 | 500人 | 550人 | 600人 |


| | | | | | |
|------------------|---|----|----|----|---|
| 取組項目 | 19 交付税算入のある有利な市債の活用 | | | |   |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | 自主財源を確保し、健全な財政基盤を確立するため、国・県の補助金の獲得及び有利な市債の活用による財政負担の軽減を図る。 | | | | |
| 取組内容 | 後年度に地方交付税で全額措置される臨時財政対策債のほか、交付税算入のある有利な市債を活用する。 | | | | |
| 取組目標 | 後年度に地方交付税で全額措置される臨時財政対策債のほか、交付税算入のある有利な市債を活用するとともに、臨時財政対策債を除く通常債残高の縮減を図り、将来の公債費負担を軽減する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 交付税算入のある有利な市債の活用 | | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 実質公債費比率 【R5実績 5.7%】 | — | — | — | 5.0% 以下 |
| 取組指標と目標数値 | 将来負担比率 【R5実績 31.9%】 | — | — | — | 25.0% 以下 |



戦略5 歳出の抑制



| | | | | | |
|-----------|--|----|----|----|---|
| 取組項目 | 20 効率的な予算編成 | | | |   |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | 真に必要な施策へ財源を配分するため、各部局の主体的判断と責任による既存事業の見直しや取捨選択を行う。 | | | | |
| 取組内容 | 予算編成において枠配分予算方式を継続する。 | | | | |
| 取組目標 | 枠配分予算方式を継続することで、各部局の主体的判断と責任により、既存事業の見直しや取捨選択が行われ、真に必要な施策への財源の配分を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | 部局別枠配分による歳出予算の編成 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 経常収支比率 【R5実績 96.6%】 | — | — | — | 95.0% 以下 |



| | | | | | |
|-----------|---|------|------|------|---|
| 取組項目 | 21 行政評価の推進(事務事業の見直し) | | | |   |
| 取組担当 | 企画政策課 | | | | |
| 取組目的 | 社会環境の変化を的確に捉え、総合計画の実行性を高めるため、計画の進行管理を通して施策・事業の効果的な見直しを行う。 | | | | |
| 取組内容 | 有識者による施策評価等を踏まえ、総合計画の適切な進行管理(PDCAサイクル)を行う。 | | | | |
| 取組目標 | 施策・事業の効果的な見直しを行い、総合計画の実効性向上を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | 総合計画に係るPDCAサイクルの適切な運用 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 有識者による施策評価結果のA及びBの割合 【R4実績 94.3%】 | 100% | 100% | 100% | 100% |

| | | | | | |
|----------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 21 行政評価の推進(事務事業の見直し) | | | |   |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | ワイズスペンディングを徹底した予算編成を行うため、実効性のある確実な事業見直しを実施する。 | | | | |
| 取組内容 | 年度前半に予算編成の事前調査としてサマーヒアリングを実施し、重要課題や懸案事項について対応を検討し、当初予算に反映する。 | | | | |
| 取組目標 | 予算編成前に、重要課題や懸案事項について対応を検討し、実効性のある確実な事業見直しを実施する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 事務事業の見直し | 実施 | → | → | → | |

| | | | | | |
|---|---|---------|---------|---------|---|
| 取組項目 | 22 他会計繰出金の抑制 | | | |   |
| 取組担当 | 財政課 | | | | |
| 取組目的 | 一般会計の歳出を抑制するため、他会計における収益確保策・費用節減策の推進を図る。 | | | | |
| 取組内容 | 過度に一般会計からの繰出しに依存しない経営への改善を推進する。 | | | | |
| 取組目標 | 各会計における収益確保策・費用節減策の一層の推進を図るとともに、一般会計からの基準外繰出金を抑制する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 徹底した経営努力等による収支改善の促進、他都市との比較等に基づく基準外繰出金の抑制 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 一般会計からの基準外繰出金【R5実績 597,167千円】 | R5実績 以下 | R5実績 以下 | R5実績 以下 | |

| | | | | | |
|---------------------------------------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 23 公金取扱手数料の削減 | | | |   |
| 取組担当 | 会計課 | | | | |
| 取組目的 | 有料化となった公金取扱手数料の削減を図るため、収納方法及び支払方法の見直しを図る。 | | | | |
| 取組内容 | <p>① 他都市や先進地の公金取扱手数料の削減状況を調査、研究する。</p> <p>② 振込件数の削減のため、関係各課とともに、効率的な振込に向けての課題調査及び解決への検討を行い、全庁に周知・削減に取り組む。</p> <p>③ 収納件数の削減に効果的な収納方法の調査、研究及び検討を行い、関係各課とともに削減に取り組む。</p> <p>④ 令和12年の財務会計システム更新に向けて、公金取扱手数料を削減するための仕様について検討する。</p> | | | | |
| 取組目標 | 公金取扱手数料の削減に向けて、効果的で効率的な支出及び収納により歳出を抑制する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 振込件数の見直し | 調査研究 | 検討 | 実施 | → | |
| ② 収納件数・収納方法の見直し | 調査研究 | 検討 | 実施 | → | |
| ③ 公金取扱手数料の削減状況の調査・研究及び財務会計システム仕様書の見直し | 調査研究 | → | → | 検討 | |

| | | | | | |
|---------------------------|--|----|----|-----|---|
| 取組項目 | 24 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | | | |   |
| 取組担当 | 財産管理活用課 | | | | |
| 取組目的 | 公共施設の維持管理に係る財政負担の軽減や平準化を図るため、計画的な維持管理(長寿命化)を行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 徳島市公有財産活用推進会議において進捗管理を行い、総合管理計画等において示した施設ごとの目標の進捗状況を明確にする。 ② 総合管理計画の改定内容に、再配置の具体的な内容を盛り込む。[再掲] | | | | |
| 取組目標 | ① 対症療法型管理から予防保全型管理へ移行することにより、施設の長寿命化を図る。 ② 公共施設の複合化等により総量の縮減と必要な機能の確保を図る。 ③ 維持管理経費の削減や民間資金等の活用を推進する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 総合管理計画等における施設ごとの目標の進捗管理 | 実施 | → | → | → | |
| ② 総合管理計画への再配置方針の反映 | 検討 | → | 実施 | → | |

| | | | | | |
|---------------------------------|--|------|------|------|---|
| 取組項目 | 24 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | | | |   |
| 取組担当 | 道路建設課 | | | | |
| 取組目的 | インフラの維持にかかる財政負担の軽減や平準化を図るため、橋りょうの計画的な維持管理(長寿命化)を行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕及び更新工事を実施する。 ② 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、3巡目の定期点検を実施する。 ③ 3巡目の定期点検結果に基づく「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しを行う。 | | | | |
| 取組目標 | 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的維持管理を行うことにより、事後的維持管理に比べて、財政負担の低減、平準化を図り、良好な道路の通行性・安全性を確保する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 橋りょう長寿命化修繕工事の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ② 定期点検の実施、「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直し | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 長寿命化対策の橋りょう数(累計) 【R5累計数 122橋】 | 153橋 | 167橋 | 177橋 | 188橋 |

| | | | | |
|------------------------|--|----|----|-----|
| 取組項目 | 24 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | | | |
| 取組担当 | 道路維持課 | | | |
| 取組目的 | 道路ストックの維持にかかる財政負担の軽減や平準化を図る。 | | | |
| 取組内容 | 令和7～9年度に道路ストック(道路舗装、道路標識・照明等の道路小規模附属物)の長寿命化修繕計画を策定し、国費を活用しつつ計画的な維持管理を行う。 | | | |
| 取組目標 | 計画に沿った維持・更新を進めることにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、必要予算を確保することにより、持続的に道路ストックを維持していく体制を構築する。 | | | |
| 年次計画 | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① 道路舗装の長寿命化修繕計画策定 | 実施 | | | |
| ② 計画に基づいた道路舗装の維持管理 | | 実施 | → | → |
| ③ 道路小規模附属物の長寿命化修繕計画策定 | 調査研究 | 検討 | 実施 | |
| ④ 計画に基づいた道路小規模附属物の維持管理 | | | | 実施 |

| | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|---|
| 取組項目 | 24 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | | | |    |
| 取組担当 | 河川水路課 | | | | |
| 取組目的 | インフラの維持にかかる財政負担の軽減や平準化を図るため、都市下水路ポンプ場施設等の計画的・効率的な維持管理を行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 「徳島市都市下水路ストックマネジメント計画」に基づき、ポンプ場施設の計画的な管理を行う。 ② 下水道事業に係るウォーターPPPの導入可能性を調査し、マーケットサウンディングを行い、効果を評価する。 | | | | |
| 取組目標 | ① 「徳島市都市下水路ストックマネジメント計画」に位置付けられたポンプ場施設の改築を実施する。 ② 国が求めるウォーターPPP導入を検討する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 「徳島市都市下水路ストックマネジメント計画」に基づき、ポンプ場施設の改築工事の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ② ウォーターPPPの導入 | 調査研究 | 検討 | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 改築工事実施施設数【R6新規事業】 | 3施設 | 4施設 | 6施設 | 8施設 |

| | | | | | |
|---------------------------|--|--------------------|------------------------|---------------------|-------|
| 取組項目 | 24 公共施設及びインフラ(道路・橋りょう及び上下水道)の計画的な維持管理 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 9 産業と消費行動の循環をつくらせよう | 11 住み続けられるまちづくりを | |
| 取組担当 | 上下水道局 | | | | |
| 取組目的 | 上下水道の維持にかかる財政負担の軽減や平準化を図るため、計画的・効率的な維持管理を行う。 | | | | |
| 取組内容 | <p>① 災害・事故時にも安定給水を行うため、今後の水需要などを踏まえ、重要度・優先度を考慮した最適な更新や耐震化を実施し、ハード面の強化を図る。</p> <p>② 「徳島市下水道ストックマネジメント計画」を推進する。</p> <p>③ 下水道事業に係るウォーターPPPの導入可能性を調査し、マーケットサウンディングを行い、効果を評価する。</p> | | | | |
| 取組目標 | <p>① 「徳島市水道ビジョン2019」に基づき、管路の更新・耐震化を推進する中で、特に基幹管路の耐震管率の向上を図る。</p> <p>② 「徳島市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、優先度の高い施設から改築工事を実施し、下水道機能の確保を図る。</p> <p>③ 国が求めるウォーターPPP導入を検討する。</p> | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 基幹管路の更新・耐震化 | 実施 | → | → | → | |
| ② 「徳島市下水道ストックマネジメント計画」の推進 | 実施 | → | → | → | |
| ③ ウォーターPPPの導入 | 調査 研究 | 検討 | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 基幹管路の耐震化率【R6実績 51.6%】 | 51.9% | 52.3% | 52.6% | 53.0% |
| 取組指標と目標数値 | 改築工事の進捗率【R6実績 20.0%】 | 40.0% | 60.0% | 80.0% | 100% |



【基本方針3】行政運営機能の強化



戦略6 内部事務の効率化

| | | | | | | | |
|----------------------|--|----|----|-----|--------------------|-------------------------|----------------------|
| 取組項目 | 25 内部事務のDX推進 | | | | 8 働きがいも 生産性も | 9 産業と技術革新の 基盤をつくる | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 取組担当 | デジタル推進課、総務課、人事課 | | | | | | |
| 取組目的 | コストの削減や業務負担の軽減を図るため、更なる内部事務のデジタル化を推進する。 | | | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① ペーパーレス会議システムの運用を拡大し、事務の効率化を図る。 ② 生成AIの導入検討を行い、業務活用による事務の効率化を図る。 ③ 電子決裁を導入し、事務の効率化を図る。 ④ 出退勤管理及び内部事務書類(辞令書等)をデジタル化(又は廃止)し、事務の効率化を図る。 | | | | | | |
| 取組目標 | <ul style="list-style-type: none"> ① ペーパーレス会議システムの運用を拡大することにより、情報伝達の迅速化や資料作成コストの削減を図る。 ② 生成AIの導入について検討し、業務へ活用することにより、事務処理時間や職員の業務負担の軽減を図る。 ③ 電子決裁の導入により、ペーパーレス化の推進を図る。 ④ 辞令書等の内部事務書類を令和10年度までにデジタル化(又は廃止)する。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | | |
| ① ペーパーレス会議システムの運用 | 拡大 | → | → | → | | | |
| ② 生成AIの導入 | 調査研究 | 実施 | → | → | | | |
| ③ 電子決裁の導入 | 実施 | → | → | → | | | |
| ④ 内部事務書類のデジタル化(又は廃止) | 検討 | → | 実施 | → | | | |

| | | | | | |
|---------------|---|-------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|
| 取組項目 | 26 窓口業務等のBPO導入推進 | 8 数字がいつも 伝達出来る | 9 最善と最前段階の 意識をつくらう | 12 つくる責任 つかり責任 | 17 ハートナラシで 目標を達成しよう |
| 取組担当 | 行財政経営課、市民生活相談課 | | | | |
| 取組目的 | 人員不足の部門に職員を増員するなど職員配置の最適化を図り、効率的な組織体制を構築するため、窓口業務や内部管理事務のBPOを推進する。 | | | | |
| 取組内容 | <p>窓口業務等のBPO導入について検証し、効果が見込まれる業務については、所管課とともに導入を進めていくことで、業務改善を行い、効率的な組織体制の構築を図る。</p> <p>また、取組項目5(1)「コールセンター(オンライン窓口)の導入」で対応が可能な窓口業務については、窓口での対面業務についても順次BPO導入を検討する。</p> | | | | |
| 取組目標 | <p>① 令和7年度に他都市の事例調査及び事業者への聞き取りを行い、窓口業務等のBPO導入に向けて検討する。</p> <p>② 令和7年度に効果が見込まれる業務の洗い出しを行い、所管課とともに導入について検討を始める。</p> <p>③ 令和9年度から毎年1業務ずつ窓口業務等のBPO導入を開始する。</p> | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 窓口業務等のBPO導入 | | 検討 | → | 実施 | 拡大 |
| 取組指標と 目標数値 | 所管課と検討(累計) | 1業務 | 2業務 | 3業務 | 4業務 |
| 取組指標と 目標数値 | 業務選定(累計) | — | 1業務 | 2業務 | 3業務 |
| 取組指標と 目標数値 | 業務委託開始(累計) | — | — | 1業務 | 2業務 |



戦略7 多様な主体との連携




| | | | | | | |
|-----------|---|-------|-------|-------|---|---|
| 取組項目 | 27 官民連携の推進 | | | |  |  |
| 取組担当 | SDGs推進室 | | | | | |
| 取組目的 | 民間等のノウハウを活用して、本市が抱える様々な課題の解決を図るため、多様な主体との連携を推進する。 | | | | | |
| 取組内容 | 包括連携等の協定に基づき、大学・民間企業との連携を推進する。 | | | | | |
| 取組目標 | 包括連携等の協定に基づく連携事業数の拡大を図る。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | 包括連携等の協定に基づく大学・民間企業との連携推進 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 包括連携等の協定に基づく連携事業数【R5実績 165事業】 | 170事業 | 175事業 | 180事業 | 185事業 | |


| | | | | | | |
|-----------|---|-----|-----|-----|---|---|
| 取組項目 | 28 広域連携の推進 | | | |  |  |
| 取組担当 | 企画政策課 | | | | | |
| 取組目的 | 多様化・複雑化する課題や住民ニーズに対応するため、圏域市町村と連携し、共生ビジョンに基づく事業を実施する。 | | | | | |
| 取組内容 | 「第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」の期間が令和7年度末で終わるため、令和8年度から5年を期間とする「第4次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン(仮称)」を策定し、引き続き連携市町村と共生ビジョンに基づく事業を実施する。 | | | | | |
| 取組目標 | 長期的には圏域の各市町村の総合戦略における将来人口を維持することを目標とし、共生ビジョンに掲げる事業を確実に推進する。 | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | |
| | 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| | ① 「第4次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン(仮称)」の策定 | 実施 | | | | |
| | ② 共生ビジョンに基づく圏域市町村との連携事業の実施 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 共生ビジョンに基づく事業のうちB評価(おおむね順調)以上の割合【R5実績 85%】 | 90% | 90% | 90% | 90% | |


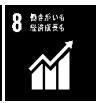

戦略8 職員配置の適正化


| | | | | | | | |
|-------------------|---|----|----|-----|---|---|---|
| 取組項目 | 29 現業職場のあり方 (1) 小学校給食のあり方 | | | |  |  |  |
| 取組担当 | 体育保健給食課 | | | | | | |
| 取組目的 | 将来にわたり安全安心な小学校給食を提供するため、小学校給食のあり方を検討する。 | | | | | | |
| 取組内容 | 中学校給食調理業務民間委託の状況を見極めながら、小学校給食のあり方について検討する。 | | | | | | |
| 取組目標 | 令和7年12月までに小学校給食のあり方の方針を決定し、中学校給食調理業務の全面委託を踏まえ小学校給食のあり方の検討を継続する。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | | |
| ① 小学校給食のあり方の方針の決定 | 実施 | | | | | | |
| ② 方針に基づく具体策の策定 | | 検討 | → | → | | | |


| | | | | | | | |
|---------------|--|----|----|-----|---|---|--|
| 取組項目 | 29 現業職場のあり方 (2) 道路パトロール業務のあり方 | | | |  |  | |
| 取組担当 | 道路維持課 | | | | | | |
| 取組目的 | 道路ストックの安全を確保するため、道路パトロール業務のあり方を検討する。 | | | | | | |
| 取組内容 | ① 将来にわたり道路ストックを適切に維持・保全していくための道路パトロール業務のあり方を検討する。 ② 道路パトロール業務と街路樹管理業務の一体化を検討する。 | | | | | | |
| 取組目標 | 令和8年度までに、道路パトロール業務のあり方を検討し、令和9年度から新たな業務体系に段階的に移行する。 | | | | | | |
| 年次計画 | | | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | | | |
| 道路パトロール業務の見直し | 検討 | → | 実施 | → | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|---|------|------|------|
| 取組項目 | 30 優秀な人材の確保・育成 (1) 人材確保 |    | | | |
| 取組担当 | 人事課、行財政経営課 | | | | |
| 取組目的 | 人的資源を有効に活用し、行政需要の拡大に的確に対応できる重点的な配置を行うために、人材の確保に努める。 | | | | |
| 取組内容 | ① さらなる人材の確保に向けて、採用試験制度を見直す。 ② インターンシップ制度を拡充する。 ③ ジョブローテーションや複線型の人事管理などにより、人材の育成及び定着を図る。 ④ 高度な専門性が必要とされる分野に外部人材の活用を図る。 ⑤ 段階的な定年引上げに伴い、定年退職者が2年に1度しか生じない中で、採用を平準化し、有為な人材を確保する。 | | | | |
| 取組目標 | ① 職員採用試験の申込者数を令和6年度比較で20%増加させる。 ② 大学生等を対象としたインターンシップを年間20人(令和10年度)受け入れる。 ③ 令和10年度に、職務に適性があると感じる職員の割合を80%とする。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | 人材確保に向けた採用試験制度の見直し | 実施 | → | → | → |
| ② | インターンシップ制度の拡充 | 検討 | 実施 | → | → |
| ③ | ジョブローテーションや複線型の人事管理などによる人材育成及び定着 | 実施 | → | → | → |
| ④ | 外部人材の活用 | 実施 | → | → | → |
| ⑤ | 定年延長に伴う採用の平準化 | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 採用試験受験者数(上級行政事務※職務経験者含) 【R6実績 225人】 | 235人 | 245人 | 255人 | 270人 |
| 取組指標と目標数値 | インターンシップ受入者数 【R6実績 5人】 | 5人 | 10人 | 15人 | 20人 |
| 取組指標と目標数値 | 職員のエンゲージメント 【R6実績 73%】 | 77% | 78% | 79% | 80% |

| | | | | | |
|------------------------------|---|-------|-------|-------|---|
| 取組項目 | 30 優秀な人材の確保・育成 (2) 人材育成の推進 | | | |  |
| 取組担当 | 人事課 | | | | |
| 取組目的 | 人的資源の有効活用を図るため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、研修の充実や資格取得支援制度の拡充により、個々の職員力の強化に取り組む。 | | | | |
| 取組内容 | ① 環境や時代の変化に適応し、ニーズを先取りした職員研修(Off-JT)を実施する。 ② 効果的な職場研修(OJT)を支援するための研修を実施する。 ③ 資格取得支援制度の拡充を図り、職員の自発的な学習(リスキリング)を支援する。 | | | | |
| 取組目標 | 「徳島市人財育成・確保基本方針」に基づき、職員一人ひとりが職務に応じた知識や技能を身に付け、職場において効果的に実践できるようにするとともに、職務にやりがいや魅力を感じ、個性や能力を十分に発揮できる組織づくりを目指す。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① ニーズを先取りした職員研修(Off-JT)の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ② 効果的な職場研修(OJT)を支援するための研修の実施 | 実施 | → | → | → | |
| ③ 資格取得支援制度の拡充 | 検討 | 実施 | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 研修の満足度 (アンケート結果) 【R5実績 86.8%】 | 88%以上 | 89%以上 | 90%以上 | 91%以上 |
| 取組指標と目標数値 | 資格取得支援制度の利用者数 【R6実績 3人】 | 3人 | 5人 | 8人 | 9人 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|------|------|------|
| 取組項目 | 30 優秀な人材の確保・育成 (3) コンプライアンスの徹底 |    | | | |
| 取組担当 | コンプライアンス推進室 | | | | |
| 取組目的 | 市民や社会の要請に柔軟に対応し、新たな行政課題に的確に対応できる組織を構築するため、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ① 職員のコンプライアンスにおける現状を把握し、効果的なコンプライアンスの推進を実施する。 ② 「徳島市コンプライアンス基本方針」を適宜見直す。 | | | | |
| 取組目標 | ① 職員のコンプライアンスにおける理解や意識等を把握するために、年1回職員意識調査を実施する。 ② コンプライアンスに関する研修を年2回実施する。職員意識調査の結果を踏まえた研修を検討し、令和9年度から新たな研修を実施する。 ③ 「徳島市コンプライアンス基本指針」を適宜見直し、市民・社会の要請に柔軟に対応した指針とする。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① | コンプライアンスに関する職員意識調査の実施 | 検討 | 実施 | → | → |
| ② | コンプライアンスに関する研修の実施 | 実施 | → | → | → |
| ③ | 「徳島市コンプライアンス基本方針」の適宜見直し | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 職員意識調査における「日頃からコンプライアンスを意識している」肯定的な回答率【R8新規事業】 | — | 80% | 90% | 100% |
| 取組指標と目標数値 | 研修の受講率 | 100% | 100% | 100% | 100% |

| | | | | | |
|--------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|---|
| 取組項目 | 31 働き方改革の推進 | | | |  |
| 取組担当 | 人事課、職員厚生課 | | | | |
| 取組目的 | 生産性の向上につなげるため、職員が心身ともに健康に働けるよう、職場環境の充実を図る。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 時間外勤務の縮減に向けた取組を推進する。 ② 「徳島市特定事業主行動計画」の取組を検証し、見直す。 ③ 障害の有無に関わらず、職員が生き生きと働くことができる職場環境を整備・推進する。 ④ ゼロハラスメントを実現する。 ⑤ 研修や相談体制の充実等により、職員のメンタル不調を予防するとともに、職場環境の整備・推進を図る。 | | | | |
| 取組目標 | <ul style="list-style-type: none"> ① 職員一人当たりの時間外勤務の年間時間数を令和5年度比較で10%削減する。 ② 令和7年度から、法定雇用率以上の障害者雇用数を確保する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | | R7 | R8 | R9 | R10 |
| ① 時間外勤務の縮減に向けた取組の推進 | | 実施 | → | → | → |
| ② 「徳島市特定事業主行動計画」の取組に係る検証・見直し | | 実施 | → | → | → |
| ③ 障害の有無に関わらず職員が安心して働ける環境の整備・推進 | | 実施 | → | → | → |
| ④ 心身ともに健やかに勤務できる環境の推進 | | 実施 | → | → | → |
| 取組指標と目標数値 | 職員一人当たりの時間外勤務年間時間数(企業局除) 【R5実績 100.8時間】 | 98時間 | 95時間 | 92時間 | 90時間 |
| 取組指標と目標数値 | 障害者雇用率(市長部局) 【R6実績 2.6%】 | 2.8%以上 | 3.0%以上 | 3.0%以上 | 3.0%以上 |

| | | | | | |
|--------------------|---|----|------|------|---|
| 取組項目 | 31 働き方改革の推進 | | | |  |
| 取組担当 | 行財政経営課 | | | | |
| 取組目的 | 拡大する行政需要に的確に対応できる職員配置を行うとともに、育児休業の取得を促進するため、育児休業取得者の代替となる正規職員の配置を検討する。 | | | | |
| 取組内容 | ① 令和7年度に「徳島市職員定数条例」を改正し、育児休業取得者を職員定数外とする。 ② 令和8年度から育児休業取得者等の代替となる正規職員を試験的に配置する。 ③ 試験的な配置に対する効果と問題点を検証し、配置基準を検討する。 | | | | |
| 取組目標 | 育児休業取得者の代替に正規職員を効果的に配置する配置基準を策定し、業務体制の安定化を図る。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 「徳島市職員定数条例」の改正 | 実施 | → | → | → | |
| ② 試験的に代替として正規職員を配置 | 検討 | 実施 | 拡大 | → | |
| ③ 配置基準の策定 | 検討 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 試験的な配置人数 (累計) 【R8新規事業】 | - | 2人以上 | 5人以上 | 10人以上 |

| | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|---|
| 取組項目 | 32 定員適正化計画の推進 | | | |   |
| 取組担当 | 行財政経営課 | | | | |
| 取組目的 | 働き方改革や内部事務のDX化を推進しながら職員数の適正化を図るため、組織や業務体制の見直しを行う。 | | | | |
| 取組内容 | ① 行政課題に効果的・効率的に対応できる組織を編成する。 ② 必要な業務には職員を重点配置するなど、職員配置を見直し、業務体制の強化を図る。 | | | | |
| 取組目標 | ① 新たな行政需要に適切に対応する。 ② 働き方改革や内部事務のDX化を推進する。 ③ 定員適正化計画の目標を達成する。 | | | | |
| 年次計画 | | | | | |
| 取組工程 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| ① 組織の見直し | 実施 | → | → | → | |
| ② 職員配置の見直し | 実施 | → | → | → | |
| ③ 定員管理 | 実施 | → | → | → | |
| 取組指標と目標数値 | 翌年4月1日の予定職員数※ 【R6実績 2,046人】 | 2,055人 | 2,040人 | 2,035人 | 2,011人 |

※企業局職員及びフルタイム再任用職員を除く。
 企業局への出向職員及び交通局廃止に伴う交通局からの受入職員は含まない。

参 考 资 料

1 策定経過

| 年月 | | 市民 | 市・市議会 |
|------|-----|---|--------------------------|
| 令和6年 | 8月 | | 第1回 行財政改革推進本部会議 (26日) |
| | 9月 | | 議会報告(総務委員会) |
| | 10月 | 第1回 行財政改革推進市民会議 (31日) | 第2回 行財政改革推進本部会議 (10日) |
| | 12月 | 第2回 行財政改革推進市民会議 (27日) | 第3回 行財政改革推進本部会議 (4日) |
| 令和7年 | 1月 | 行財政改革推進市民会議への 書面による意見聴取 (22日～27日) | |
| | 2月 | 第3回 行財政改革推進市民会議 (6日) | 第4回 行財政改革推進本部会議 (3日) |
| | 3月 | パブリックコメント手続実施 (3/〇～4/〇) | 議会報告 素案(総務委員会) |
| | 4月 | | |
| | 5月 | | 第5回 行財政改革推進本部会議 (〇日) |
| | 6月 | 第4回 行財政改革推進市民会議 (〇日) | 議会報告 案(総務委員会) |

2 徳島市行財政改革推進本部

行財政改革を全庁的な体制で着実に推進するため、市長を本部長とする徳島市行財政改革推進本部を設置しました。部長級で構成され、新たな行財政運営計画策定にかかる意思決定等を行う本部会を適宜開催し、策定にあたっての考え方やスケジュールを共有しながら全庁体制で策定作業を進めました。

徳島市行財政改革推進本部設置要綱

徳島市行財政改革推進本部設置要綱（令和3年4月1日）の一部を改正する。

（目的）

第1条 健全な行財政基盤づくりに向けて、更なる行財政改革を全庁的な体制で着実に推進するため、徳島市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 徳島市行財政改革推進プラン2021の実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市长、第二副市长及び政務監をもって充てる。

4 本部員は、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民文化部長、環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長、経済部長、都市建設部長、危機管理局長、消防局長、会計管理者、上下水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 副本部長は、本部長不在の場合はその職務を代理する。

4 前項の副本部長が代理する場合は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 第一副市长
- (2) 第2順位 第二副市长
- (3) 第3順位 政務監

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会の設置)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、行財政改革に関する事項を効率的に検討するための専門部会を別に設けることができる。

2 専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部行財政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 徳島市行財政改革推進市民会議

新たな行財政運営計画の策定にあたり、学識経験者のほか、各分野で活動する団体の代表、公募市民など、多様な分野から委員を選任し、総合的・専門的な見地から意見を幅広く取り入れながら策定作業を進めました。

徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱

徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱（平成30年4月1日）の一部を改正する。

（目的）

第1条 本市の行財政改革の推進に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政改革推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第6条 市民会議に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会を別に設けることができる。

2 専門部会の組織、その他必要な事項は、市長が別に定める。

（解散）

第7条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第8条 市民会議の事務局は、総務部行財政経営課とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 徳島市行財政改革推進市民会議 委員名簿

(五十音順、敬称略、令和6年9月24日現在)

| 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|--------|---------------------------------|-----|
| 青野 透 | 徳島文理大学総合政策学部・教授 | |
| 今出 佐知子 | 徳島商工会議所女性会・副会長 | |
| 上田 浩史 | 公募市民 | |
| 川口 誠二 | 日本労働組合総連合会徳島県連合会・事務局長 | |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部・准教授 | 副会長 |
| 小松 新一 | 徳島経済研究所・事務局長 | |
| 島田 和男 | 徳島市コミュニティ連絡協議会・会長 | |
| 殿崎 正芳 | 四国大学経営情報学部・教授 | 会長 |
| 板東 恵子 | 徳島市社会福祉協議会・副会長 徳島市婦人連絡協議会・会長 | |
| 廣田 優月 | 徳島文理大学・学生 | |

5 用語解説

あ 行

アナログ規制

法律・条例をはじめとする社会制度やルールで規定される、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする規制のこと。

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入。(地方税、地方譲与税、地方交付税等)

一般廃棄物会計基準

環境省が公表した一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めたもの。

インターンシップ制度

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

インフラ

道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

ウォーターPPP

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

遠隔相談支援システム

本庁と支所等とをオンラインでつなぎ、離れた場所で相談や手続きを行うシステム。

エンゲージメント

組織に対する信頼や愛着、貢献意欲を表す指標のこと。

オンライン

インターネット回線に接続している状態、また、通信回線を通じてほかの機器とつながっている状態のこと。

か 行

外部委託（アウトソーシング）

自社の業務の一部または全部を、外部の企業等に委託し、その専門的な知識、技術、資源を有効活用することにより、経費削減や事務の効率化を図ること。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

基幹管路

導水管（水源から源水を浄水場へ送る管）や配水本管（給水管を分岐しない配水管）のように水道管の基幹的な施設のこと。

企業会計

一般的には株式会社等の民間企業における会計をいうが、地方財政法上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計をいう。本市には、全部が適用される4会計（水道事業会計、公共下水道事業会計、旅客自動車運送事業会計、市民病院事業会計）と、一部が適用される2会計（中央卸売市場事業会計、商業観光施設事業会計）がある。

基金

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため設けるもの。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、毎年固定的に必要となる経費。（人件費、扶助費、公債費）

キャッシュレス

お札や小銭などの現金を使用せずにお金を支払うこと。

橋りょう

道路・鉄道等の線状の構造物をつくる場合に、障害となる河川・溪谷・道路・鉄道等を横断するため、その上方につくられる構造物のこと。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。(一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費の補助のために支出されるもの等)

経常収支比率

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)などの経常経費に、市税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す比率で、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる。

減債基金

歳入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てたもの。

公金

国または地方公共団体の所有に属する金銭のこと。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。

公売

差押財産を換価するために、見積価額を決定した上で、広く買受希望者の自由競争に付し、見積額以上の最高価額の入札等をした方に売却するもの。

コールセンター

電話を用いて顧客対応を行う専門窓口のこと。

国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

こどもまんなか社会

子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標のこと。

コンプライアンス

法令遵守。社会規範に反することなく、公平・公正に業務遂行すること。本市では「法令遵守はもとより、社会通念上の常識・倫理に則り正しい行動をとるとともに、市民・社会の要請に柔軟に対応すること」と定義している。

さ 行

財政危機宣言

平成17年2月16日に市長が宣言したもので、本市の財政状況がかつてない危機的な状況に直面しており、このままの状態が続けば、近い将来には財政再建団体への転落が必至であった状況を克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、抜本的な改革に取り組む決意を示したもの。

財政調整基金

地方公共団体において年度間の財源の不均衡を調整するため、積み立てられた貯金のこと。

再任用職員

高齢者雇用促進のため、定年退職者などから採用される職員のこと。

市債

市が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。

持続可能

自然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なこと。

実質公債費比率

公営企業の公債費に対する繰出も含め、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率。18%を超える団体は、地方債発行に国の許可が必要となる。

実質収支

単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。

実質単年度収支

単年度収支に黒字要素となる基金(貯金)積立額等を加え、赤字要素である基金(貯金)引き出し額を差し引いたもの。

指定管理者制度

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により導入された制度。体育施設、教育・文化施設、社会福祉施設等、市民が直接利用する公の施設の管理・運営を民間事業者等の団体がを行い、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の節減を図る制度。

市民参加

市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわること。

市民参加基本条例

市民参加によるまちづくりを一層進めるため、市の基本的事項を定める計画の策定や条例の制定等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で、市民が市政に対して意見を述べ、提案するための基本的な仕組みについて定めた条例。

市民ポスト

市民からの市政に対する意見や提案、問い合わせなどを受け付けるために設けているポスト。

受益者負担

特定の公共事業の必要な経費にあてるため、その事業によって利益を受ける者が、経費の一部を負担すること。

将来負担比率

標準財政規模に対して、地方自治体が抱える公社や第三セクターなども含めて、将来的に負担しなければならない借金がどのくらいあるかを表したものの、350%を超える団体は財政健全化計画を定めなければならない。

ジョブローテーション

若手職員について、幅広い能力開発や業務適性の把握を目的として、採用後の一定期間(10~15年程度)をジョブローテーション期間と定め、窓口部門、事業部門、管理部門の各分野を経験できるような人事配置を行う本市の取組。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

スクラップ・アンド・ビルド

事務事業の見直しを行い、既存の事務事業の廃止や統合(スクラップ)により生み出された財源等を新規の事務事業(ビルド)に振り向ける手法や方式。

ストックマネジメント

長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、既存施設の有効活用や長寿命化を図る施設管理手法のこと。

3R(スリーアール)

Reduce、Reuse、Recycleの3つのRの総称で、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3つの取り組みを指す。

生産年齢人口

生産活動の中心となる年齢の層のことで、15歳以上65歳未満の人口が該当する。

生成AI

学習データをもとに、テキストや画像など新たなデータを生成するAI(人工知能)のこと。文字などの入力に対してテキスト、画像、または他のメディアを応答として生成することができる。

セーフティネット

社会的な安全網・安全策。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

セグメント

ユーザーを属性やニーズごとに分類したグループのこと。特定の属性に絞り込むことでユーザーの興味関心に合わせたメッセージを配信することができる。

ゼロハラスメント

職場において、あらゆるハラスメント(職務上の権限や地位等を背景にした嫌がらせや相手に不快感を与える行為)を生じさせないこと。

選択と集中

従来の延長線上の取組にとどまることなく、真に必要なかつ効果的な分野へ政策資源の選択と集中を進めること。

た 行

対症療法型

不具合が顕在化してから対応する手法。

滞納

税金や家賃など納める義務があるものを定められた期限までに履行しないこと。

地方交付税

地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税。財源不足額に対して交付される普通交付税と、普通交付税の機能を補完するために交付される特別交付税の2種類がある。

地方債

自治体の借金のことで、基本的に道路などの社会資本を整備するためのものであり、「赤字の補てん」ではなく、長く使う施設の費用を（建設するときの世代だけでなく）将来使用する世代の人にも公平に負担してもらうために行うもの。

地方税統一QRコード（eL-QR）

納税者の利便性向上を目的に活用される、統一規格のQRコード。地方公共団体から送付される納付書に付されたQRコードを読み取ることで、納税サイトや、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、対応金融機関であれば全国どの金融機関窓口でも地方税の納付が可能となる。

地方創生

第2次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

長寿命化

老朽化した建物やインフラ等について、物理的な不具合を直して耐久性を高めたり、持っている機能を求められる水準まで引き上げたりすること。

定住自立圏

中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を積み重ねる結果として形成される圏域。中心市の要件は、人口5万人程度以上で昼夜間人口比率が1以上の都市とされている。

「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、お互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

定年延長制度

地方公務員法の改正に伴い、定年を段階的に延長する制度。令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までにかけて2年おきに1歳ずつ65歳まで引き上げられる。

デジタルブック

パソコンやスマートフォン等の画面上で本をめくるように読むことができる技術。

電子決裁

従来のような紙の書類を用いる代わりに、コンピュータ上で電子文書を用いて決裁処理を行う方法。

電子申告（エルタックス）

地方税の申告、申請等の手続きが、インターネットを利用して行えるシステム。

投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費等）

道路ストック

道路舗装、道路標識・照明等の道路小規模附属物のこと。

徳島市人材育成基本方針

長期的かつ総合的な観点で、職員の能力開発を効果的に推進するために人材育成の目的、方策等を明確にした本市の方針。

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

徳島東部圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、中心市である本市と周辺11市町村（小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町）が連携して推進する具体的取組を示したもの。

徳島市特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、子育て中の職員や女性職員をはじめ、男女が共に子育て等の生活と仕事を両立し、十分に能力を発揮できる職場になるよう、各任命権者が連名で策定した行動計画。

特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。

都市下水道

市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道のうち、公共下水道、流域下水道以外のもので、一般的には雨水排除のための施設。

な行

任期付職員

選考により任期を定めて採用される、専門的な知識・経験や優れた見識を持つ職員のこと。

認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利で、「施設命名権」とも呼ばれる。

は行

働き方改革

働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。

標準財政規模

地方自治体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる、経常的な一般財源の規模。

複線型の人事管理

市民ニーズの高度化や複雑化への確に対応するため、これまでのような行政全般にわたって幅広い知識や技術を持つゼネラリストの育成に加え、

特定の分野について、高度な専門知識や技術を備えたスペシャリストを育成していく人事管理。

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費。生活保護費等がこれにあたる。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）

生まれ育った故郷や、応援したい自治体に寄付ができる仕組みのこと。寄附金額を現に居住する自治体に申告することにより、税法上の控除を受けることができる。

ふれあい収集

家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、自宅まで家庭ごみの収集に行き、希望者にはごみが出ていない場合に声かけをして、安否確認を行うサービス。

フロントヤード改革

住民と行政との接点（フロントヤード）の仕組みを根本的に変革し、効率的で利便性の高い行政サービスを目指すこと。

ペーパーレス会議

従来は紙にプリントアウトしていた文書や資料をデジタル化し、タブレットやパソコンなどで共有して会議を実施すること。

包括連携協定

民間企業や大学などと、双方の持つ資源を有効に活用し、協働して地域活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的に締結された協定。

法定外公共物

水路、里道といった法律が適用されない公共物。

ポンプ場

公共下水路の途中に設置されており、深くなった下水道管の汚水をポンプで汲み上げて再び下水道管で流すための施設。

ま行

マーケットサウンディング

市が実施する公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用などの事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集のこと。

マイナンバーカード

個人番号を証明する書類で、本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

民間活力

民間企業の持つ資金力や事業能力、ノウハウなど。

や行

役職定年制

公務員の管理監督職に勤務上限年齢を設ける制度。管理監督職についている職員が上限年齢に達した場合、管理監督職以外の役職に降任される。

予防保全型

点検診断等により、劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法。

ら行

リスクリング

業務上で必要とされる新しい知識やスキルを習得すること。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足を補うための特例として発行される地方債のことで、償還費用は全額地方交付税で措置される。

類似団体

全国の市区町村を「指定都市」「特別区」「中核市」「特例市」「その他の一般市」「町村」に区分し、さらに、市町村を「人口」と「産業構造」の2

要素の組合せによって類型別に分類したもの。その中で同じ類型に属する団体を指す。

レジリエンス

強靭性、回復力、柔軟性。予想外の問題や変化に対して柔軟に対応し、継続的な成長と安定を図ること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。

ワイズスペンディング

政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること。

枠配分予算方式

予算編成において、あらかじめ推計した翌年度の財源を、一定のルールで各部局に予算編成前に配分し、各部局がその範囲内で自主的・自律的に部局単位の予算原案を作成する方法。

A～Z行

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間が使う言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習するコンピュータシステムのこと。

BPO

Business Process Outsourcing の略で、業務の企画・設計・施策実行・分析等の業務プロセスを包括的に委託すること。

DX

Digital Transformation の略で、デジタル技術を進透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること。

E B P M

Evidence Based Policy Making の略で、経験や直感ではなく、データや合理的根拠をもとに政策を立案すること。

G D P

Gross Domestic Product の略で、国内総生産のこと。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。

I C T

Information and Communication Technology の略で、従来から使われている「IT」（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

I o T

Internet of Things の略で、様々な「モノ（物）」がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。

O f f - J T

Off the Job Training の略。日常の仕事を通じて教育を行う OJT に対し、職場や通常の業務から離れ、特別に時間や場所を取って教育・学習を行うこと。

O J T

On the Job Training の略。職場内研修のことで、仕事に直接必要な知識や技能を上司・同僚から職場を通じて身に付けること。

P D C A サイクル

企業活動等において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの頭文字を取ったもの。最後の Action の実施を受け、次の P D C A サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

P V 数

ページビュー数。ユーザーが Web サイトのページにアクセスした回数のこと。

R e s i l i e n c e

※レジリエンスを参照

R P A

Robotic Process Automation の略で、業務の自動化・省力化のため、データ入力やデータチェック等人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

S D G s

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳される。平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。

S N S

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

S u s t a i n a b l e

sustain（持続する）と able（～できる）からなる言葉で、「持続可能な」、「ずっと続けていける」という意味。

W e l l - b e i n g

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあること。